

鳥取市議会総務企画委員会会議録

会議年月日	令和5年12月11日（月曜日）		
開 会	午前9時57分	閉 会	午後3時16分
場 所	市役所本庁舎7階 第1委員会室		
出席委員 （8名）	委員長 砂田 典男 副委員長 長坂 則翁 委 員 柳 大地、岡田 実、西尾 彰仁、伊藤 幾子、 平野真理子、上杉 栄一		
欠席委員	なし		
委員外議員	なし		
事務局職員	議事係長 谷島 孝子	調査係主任	萩原真智子
出席説明員	<p>【総務部】</p> <p>総務部長 乾 秀樹 次長兼総務課長 一村 泰志 総務課公文書管理室長 有元 薫治 総務課課長補佐 蔵増 彩 次長兼行財政改革課長 河口 正博 行財政改革課参事 米田亜希子 行財政改革課課長補佐 宮崎 学 職員課長 入江 卓司 職員課課長補佐 前田 修次 検査契約課長 河上 昌輝 検査契約課課長補佐 霜村 俊二 財産経営課長 濱岡 直樹 財産経営課課長補佐 中村 和範 資産活用推進課長 福井 一朗 資産活用推進課課長補佐 西川 裕二</p> <p>【総務部 税務・債権管理局】</p> <p>税務・債権管理局長兼市民税課長 吉田 彰克 固定資産税課長 中島 辰哉 収納推進課長 池原 章博 市民税課課長補佐 谷本 泰志 固定資産税課課長補佐 渡邊 佳絵 収納推進課課長補佐 中瀬 淳</p> <p>【総務部 人権政策局】</p> <p>人権政策局長兼人権推進課長 谷口 恭子 次長兼中央人権福祉センター所長 川口 寿弘 人権推進課課長補佐 中川 真理 男女共同参画課長 太田奈津美 男女共同参画課課長補佐 蜂谷 知哉 男女共同参画センター所長 安本 哲哉</p> <p>【危機管理部】</p> <p>危機管理部長 森山 武 危機管理課長 植田 孝二 危機管理課参事 中本 克章 危機管理課課長補佐 北村誠太郎</p> <p>【企画推進部】</p> <p>企画推進部長 塩谷 範夫 企画推進部経営統括監 河井登志夫</p>		

	政策企画課長 上田 貴洋 秘書課長 中川 直人 文化交流課長 福山 博俊 情報政策課長 山根 寿彦 【市民生活部】 市民生活部長 竹間 恭子 地域振興課課長補佐 有田 博 協働推進課参事 山根 優子 次長兼市民総合相談課長 大島 義典 市民課長 西垣 隆司 市民課課長補佐 中島 泉 【環境局】 環境局長兼生活環境課長 山根康子郎 次長兼環境保全課長 上田 光徳 環境保全課課長補佐 西澤 直也 【総合支所】 佐治町総合支所長 下田 俊介 気高町総合支所長 中原 登 鹿野町総合支所長 岡本 幸子 【監査委員事務局】 事務局 局長 富山 茂 局長補佐 金岡 正樹 【選挙管理委員会事務局】 事務局 局長 有本 公博 【市議会事務局】 事務局 局長 保木本英明 局長補佐 毛利 元	政策企画課課長補佐 酒本 晶恵 秘書課広報室長 松本 縁 文化交流課課長補佐 城市 索 情報政策課課長補佐 松田 仁史 地域振興課長 山名 常裕 協働推進課長 北村 貴子 協働推進課課長補佐 西垣 拓二 市民総合相談課課長補佐 白間 純一 市民課参事 林 公博 生活環境課課長補佐 古網 竜也 環境保全課参事 福政 民栄 佐治町総合支所副支所長 下石 直生 気高町総合支所副支所長 久野 明男 鹿野町総合支所副支所長 小林 克己 事務局次長 川口 悦代 事務局次長 田渕 康修 事務局次長 植田 光一
傍聴者	2人	
会議に付した事件	別紙のとおり	

午前9時57分 開会

【総務部・危機管理部】

◆砂田典男委員長 皆さん、おはようございます。

() おはようございます。

◆砂田典男委員長 時間には少し早いですけど、ただいまから、総務企画委員会を開会いたしま

す。本日の日程ですが、まず、総務部・危機管理部の議案説明、報告、その後、企画推進部の議案説明、報告、続いて、市民生活部の議案説明、報告、最後に、監査委員、選挙管理委員会、市議会の議案説明という流れとしておりますので、よろしくお願いいたします。

まず初めに、乾総務部長に御挨拶をいただきたいと思います。

○乾 秀樹総務部長 委員長。

◆砂田典男委員長 乾部長。

○乾 秀樹総務部長 はい。おはようございます。

（ ） おはようございます。

○乾 秀樹総務部長 総務部長、乾でございます。本日は、12月定例会、総務企画委員会ということで、総務部・危機管理部の議案の説明、そして、報告のほう、どうぞよろしくお願いいたします。

そのうち、議案の一般会計補正予算につきましては、御案内のとおり、物価高騰対策、あるいは災害復旧、そして、未来への投資も含めたような補正の内容となっております。

そのうち1点だけ、少しお話をさせていただきたいと思います。物価高騰対策の低所得者向けの給付金でございますけれども、これは、議案そのものは福祉保健委員会となっておりますけれども、いきさつ的一端として、10月の下旬に、こうした給付金の話題が、報道ベースで出始めてまいりました。国は、11月2日に閣議決定をして、11月29日が、国会通った日ということになるわけですが、こうしたスケジュール感では、なかなか本市の補正対応というのが、非常に厳しかったような状態にありました。

しかしながら、深澤市長は、こうした定額給付金の報道ベースで出始めた頃から、これは、恐らくやることになるだろうと、そうなった場合には、何とか年内に、対象の方にはお届けしたいと、強い思いを持っておられました。そうしたことから、市長自らが、11月の14日・15日だったと思いますけれども、国のほうに出かけられて、総務省の事務次官、そして、財政局長にも直接お会いになられて、国の動向を、自分の耳目で、つぶさに聞き取って、本市にお持ち帰りいただき、そうしたことを背景に、この12月補正の編成に当たってまいりました。

そうした結果が、年内支給が可能になるというような運びになったわけで、全国の自治体では、約7割が年内支給が難しいという報道がっておりますけれども、本市が年内支給が可能になったいきさつには、そういったことも背景としてあったわけでございます。ぜひとも、何とか、この年内にお届けできるようにということで、準備進めてまいります。

本日は、議案説明、そして、報告、簡潔な説明に心がけますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議案第139号令和5年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明）

◆砂田典男委員長 それでは、議案の説明に入ります。議案第139号令和5年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の御説明をお願いいたします。

○福井一朗資産活用推進課長 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 福井課長。

○福井一朗資産活用推進課長 はい。資産活用推進課、福井でございます。それでは、議案第139号一般会計補正予算（第7号）所管に属する部分について御説明いたします。説明資料に当たりましては、資料1の1、総務企画委員会説明資料、令和5年度12月補正、こちらに沿って御説明させていただきます。

それでは、4ページを御覧ください。中段でございます。款・項、寄附金、目総務費寄附金、諸費寄附金でございます。補正額は9,000万円で、補正後額は9,175万円となります。こちらは、本年8月に発生いたしました台風7号により、本市においても、佐治・河原地域をはじめ、道路等に甚大な被害を受けました。その災害支援といたしまして、八幡不動産グループ、こちら4者より、企業版ふるさと納税として、9,000万円の御寄附を頂いたものでございます。今回、頂いたこの寄附額を一般財源化し、災害復旧関連費用に活用したいと考えております。以上でございます。

○河口正博次長兼行財政改革課長 委員長。

◆砂田典男委員長 河口次長。

○河口正博次長兼行財政改革課長 はい。行財政改革課、河口でございます。それでは、その下段のほうになります。款・項、繰入金、目基金繰入金でございます。予算書のほうは26ページ、内容としましては、地域振興基金ということになります。補正額は9,500万円、補正後の額としましては、1億9,500万円ということになります。こちら、地域振興基金は、当初予算に既に充てておりますが、企業立地促進補助金、こちら、審議のほうは、文教経済のほうで行う歳出でございますが、こちらに充当しているものでございまして、このたび、企業立地促進補助金の交付見込み、いわゆる実績が増額するという見込みになりましたので、このたび補正額を計上と。併せまして、地域振興基金の一部を繰入れをするというものになります。なお、繰入額につきましては、これは、国の通達がございますので、こちらの条文に基づきまして、合併特例債の過年度に償還した償還金相当額ということになりますので、その額を計上させていただいております。なお、これによりまして、令和5年度末の残額が、3億8,496万2,000円ということになりますので、こちらにつきましては、令和6年度以降、計画的に活用していきたいというふうに考えております。

それでは、5ページでございます。款・項・目、繰越金でございます。予算書のほうは28ページ、内容としましては前年度繰越金となります。補正額は5億6,529万8,000円、補正後の額としましては、20億5,067万4,000円ということになります。こちら、このたび、第7号補正予算32億1,871万1,000円に必要となる一般財源ということでございますので、そちら分を計上させていただくということでございます。なお、前年度繰越金につきましては、9月議会、決算認定いただいておりますので、26億3,014万6,000円が確定金額になっております。残りが5億7,947万2,000円ということでございますので、こちらは2月補正で全額計上させていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

○入江卓司職員課長 委員長。

◆砂田典男委員長 入江課長。

○入江卓司職員課長 はい。職員課、入江です。続きまして、歳出予算の主なものについて御説

明をさせていただきます。資料は7ページを御覧ください。

総務費、総務管理費、一般管理費のうち、ページ中ほどの退職手当でございます。予算書は32ページ、事業別概要書は15ページの下段でございます。補正額は3億9,916万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。こちらは、早期退職者21名分の退職手当、それから、東部広域の退職手当負担金、こちらも早期退職に係るものでございまして、増額するものであります。財源のうち、その他財源は、退職手当に係る、水道局、市立病院からの退職手当負担金でございます。以上でございます。

○一村泰志次長兼総務課長 委員長。

◆砂田典男委員長 一村次長。

○一村泰志次長兼総務課長 はい。総務課、一村でございます。資料は、1の1の8ページの上段の鳥取市史編さん事業費を御覧ください。事業別概要書は、概要書その②の15ページ上段となります。99万8,000円の補正予算を計上させていただいております。内訳ですが、報酬改定や共済費の計算率の改定などに伴う事業費の実績見込みの増加分として、会計年度任用職員3人分の人件費64万6,000円です。

次に、執筆者に支払う原稿料として30万円でございます。本年度の当初予算としましては、49万4,000円、これは編集本にして、約80ページ分ぐらいになるんですけど、それを計上しておりましたが、本年度分につきまして、執筆者による原稿の修正や、編集作業に関して、工程作業が順調だったこともありまして、支払うべき原稿料が79万4,000円、編集本にして約50ページ分の増となる見込みでありまして、不足が生じるので、計上させていただくものです。原稿料につきましては、出来高が不確定な部分もあったりする関係で、完成原稿に応じた補正予算で対応させていただいております。本年度も同様な形をお願いするものでございます。

最後に、市史編さんアドバイザーに支払う指導謝金の増加分として、5万2,000円でございます。指導時間が1日4時間、年間84日で計画しておりますが、これから、残りの原稿も徐々にそろいまして、年度末までに、指導時間が、月に約2時間程度増加することが見込まれますので、補正をお願いするものでございます。以上でございます。

○植田孝二危機管理課長 委員長。

◆砂田典男委員長 植田課長。

○植田孝二危機管理課長 はい。危機管理課、植田でございます。続いて、資料は9ページを御覧ください。予算書は36ページ、目が諸費に替わりまして、令和5年台風第7号支援対策費でございます。補正額は456万3,000円の減額、補正後額は4,907万8,000円でございます。これは、8月15日に発生しました、台風第7号に対応するために、8月専決補正予算と9月追加補正予算により計上いたしました令和5年台風第7号支援対策費のうち、人件費に相当する、会計年度任用職員を含む、職員の時間外勤務手当等を減額するものでございます。減額する時間外勤務手当等は、8月の専決補正で計上させていただいたものでございますが、この予算科目による時間外勤務手当等の支払いは、8月21日の災害対策本部体制、第1配備解除をもって区切りとし、以後の支払いがなくなりましたので、実績に基づいて減額補正を行おうとするものでございます。以上でございます。

○吉田彰克税務・債権管理局長兼市民税課長 委員長。

◆砂田典男委員長 吉田管理局長。

○吉田彰克税務・債権管理局長兼市民税課長 はい。市民税課、吉田でございます。資料のほうは、同じく9ページ、下から2段目、徴税費、税務総務費、固定資産評価審査委員会費でございます。補正予算書は36ページから、事業別概要書は17ページの上段となります。本件につきましては、令和3年度に、市内のゴルフ場の所有者より、固定資産の評価に関しまして、ゴルフ場の地内にごございます建物の価格についての損耗や市街地から遠いという需給状況による減点補正の適用に不服があると、評価額を下げるべきだという主張で、固定資産評価審査委員会へ審査申出がなされました。当該委員会におきまして、審査されたところ、固定資産の評価については妥当という判断で、申出を棄却されていましたが、これを不服として、審査決定の取消しを求め、相手方が、令和4年8月に、鳥取地裁に提訴されていたものでございます。この訴訟につきまして、本年9月29日に、本市の審査委員会の審査決定は妥当という判決が下されました。その後、控訴のほうがなされず、判決が確定いたしましたので、弁護士への成功報酬として、33万円を補正計上させていただくというものでございます。以上でございます。

○福井一朗資産活用推進課長 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 福井課長。

○福井一朗資産活用推進課長 はい。資産活用推進課、福井でございます。それでは、資料10ページを御覧ください。上段でございます。款・項・目、総務費、徴税費、税務総務費、事業名は、税務事務費における、ふるさと納税推進事業費でございます。予算書は36ページ、事業別概要は16ページとなります。補正額は9,080万3,000円、補正後額は3億9,233万3,000円をお願いするものでございます。財源は、その他財源1,134万円、この内訳は雑入でございます。出店者から頂く手数料でございます。そして、一般財源が7,946万3,000円となります。歳出補正内容でございますが、本年度のふるさと納税の寄附件数及び寄附額が、当初見込みの2万8,000件、6億2,000万円を上回る伸びをしております。件数2万9,000件、寄附額8億3,000万円を見込んでおります。これに伴い、寄附金の受領書や返礼品の発送に要する経費、外部サイトの利用手数料などの事務費に不足が生ずる見込みとなったこと、また、会計年度任用職員の人件費増額などを見込んだ、9,080万3,000円を計上しているものでございます。以上でございます。

○池原章博収納推進課長 委員長。

◆砂田典男委員長 池原課長。

○池原章博収納推進課長 はい。収納推進課、池原でございます。資料は10ページの下段、賦課徴収費、還付金になります。事業別概要は17ページの下段、補正予算書は38、39ページを御覧ください。こちらは、市税の還付金となっております。当初は8,700万円を計上しておりましたが、主に、法人市民税や市・県民税において、見込み以上に還付が発生したため、3,646万円を補正予算として、今回計上させていただくものです。この還付金でございますが、令和4年度以前の税額について、減額更正などを行われたことにより、既に納付された市税に還付が発生した場合に、過年度会計は、もう既に閉鎖されているため、今年度一般会計から、還付金

として支出をしているものでございます。今年度は特に、法人市民税の還付が多く発生しておりまして、上半期の例年実績と比較すると、約2,500万円の増となっているなど、還付金が増えております。景気回復で増収となっている一方で、物価も人件費も高騰をしておるというような部分で、減益となった企業が多かったように思います。以上でございます。

○植田孝二危機管理課長 委員長。

◆砂田典男委員長 植田課長。

○植田孝二危機管理課長 はい。危機管理課、植田でございます。続きまして、資料は1の2に替わります。予算書は86ページでございます。繰越明許費について御説明いたします。款消防費、項消防費の消防ポンプ車購入費でございます。これは、本年度購入予定でありました消防ポンプ車の年度内の納入が困難との見通しであることから、繰越明許費補正をお願いするものでございます。

経過や繰越しの理由について、もう少し御説明いたします。消防ポンプ車購入の契約相手は、株式会社吉谷機械製作所ですが、ポンプ車を製造する吉谷機械製作所は、ポンプ車のベース車両となる車両を、自動車メーカーから購入しまして、その車両に、消防ポンプなど、必要な装備を取り付けて、1台の消防ポンプ車にして、鳥取市に納入いたします。

この消防ポンプ車のベースとなる車両、これはトラックになるんですが、これが国から新たな自動車騒音規制、UNR51-03規制、フェーズ3という規制のようですが、これが示されまして、トラックメーカーは、これに適合した車両を、今年の秋頃から生産開始予定でしたが、コロナ禍の影響や、長引くウクライナ侵攻など、社会的事変の影響によりまして、生産開始が遅れまして、今現在も、吉谷機械製作所へのベース車両の納入予定が確定しておりません。ベース車両が、吉谷機械製作所に納入されてから、消防ポンプ車として製造し、完成するまでが、おおむね3か月程度が必要でありまして、このため、今年度内の鳥取市への納入が困難となる見通しとなったことから、繰越しをお願いすることになったものでございます。以上です。

○濱岡直樹財産経営課長 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 濱岡課長。

○濱岡直樹財産経営課長 はい。財産経営課、濱岡です。続きまして、債務負担行為の予算説明になります。予算書につきましては、12ページの一番上になります。事業別概要は、73ページのほうを御覧ください。旧国府町総合支所解体工事に係る地盤変動影響調査業務費（事後調査）になります。こちら、いわゆる工損調査に当たる経費になります。現在進めております、旧国府町総合支所の解体工事を行うに当たりまして、着工前に調査を行っております周辺家屋につきまして、損傷等が生じてないか、解体工事完了後、調査を行うための予算になります。事業費は2,037万7,000円になります。解体工事が2月末に完了予定ですので、完了後、速やかに着手いたしまして、翌年の10月頃にかけて、調査及び対象者への説明を行っていくものでございます。

こちらの工事着手前の調査を行いました業者と随意契約を行う予定にしておりまして、制度上、お支払いすることができる前払い金、こちらは不要だということを業者に確認しておりますので、今回の補正では、債務負担行為といたしまして、全額を後年度に計上しているもので

ございます。また、調査の結果、解体工事による振動等により、対象家屋に損傷等が生じてきた場合におきましては、補償費を後ほど予算計上させていただく予定となっております。よろしく申し上げます。

○川口寿弘次長兼中央人権福祉センター所長 委員長。

◆砂田典男委員長 川口次長。

○川口寿弘次長兼中央人権福祉センター所長 はい。同じく、債務負担行為についてです。補正予算書12ページ、90ページの補正調書、補正調書の2段目になります。生活困窮者就労準備支援事業費についてです。これは、生活困窮者自立支援法に基づき、直ちに一般就労が困難な生活困窮者に対しまして、日常生活支援や社会生活自立支援など、就労に必要な訓練を実施するものです。予算額は183万7,000円となっております。国補助が3分の2でございます。債務負担行為を設定することによりまして、翌年度に向けた業者選定等の準備を開始することができ、継続した就労支援を行おうとするものです。

続いて、補正調書、その下の段になります。生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業費についてです。これは、生活困窮世帯の児童・生徒に対し、学習意欲や学力の向上を図ることを目的に、学習教室を市内に開設をいたしまして、支援対象者に学習支援を行うものです。予算額は79万8,000円で、国補助は2分の1となっております。この事業につきましても、債務負担行為を設定することによりまして、翌年度に向けた、事業者、業者選定等の準備を開始することができまして、切れ目のない継続した学習支援を行おうとするものでございます。以上です。

◆砂田典男委員長 御説明をいただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 よろしいですか。

それでは、ここで、説明の終了した部署は、退席していただいても結構です。

議案第151号鳥取市職員給与条例等の一部改正について（説明）

◆砂田典男委員長 それでは、引き続きまして、議案第151号鳥取市職員給与条例等の一部改正についてを御説明いただきます。

○入江卓司職員課長 委員長。

◆砂田典男委員長 入江課長。

○入江卓司職員課長 はい。職員課の入江です。続きまして、議案第151号鳥取市職員給与条例等の一部改正について説明をさせていただきます。附議案は45ページ、資料のほうは、資料2の2ページでございます。資料を使って説明をさせていただきます。

このたびの条例改正は、大きく2点の改正がございます。1点目は、人事院勧告に基づくものです。令和5年度の人事院勧告は、月例給・期末勤勉手当について引上げとなりまして、国のほうは、人事院勧告どおり給与改定を行うとしております。これに伴いまして、本市におい

でも、人事院勧告を踏まえまして、給与改定を実施するというものでございます。

また、2点目につきましては、地方自治法の一部改正に伴いまして、令和6年度から、会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給するもので、勤勉手当の新設を行うものです。そのほかにも所要の改正を行っております。

改正する条例は、鳥取市職員給与条例をはじめ、全部で7つの条例がございます。そのうち、4～6につきましては、会計年度任用職員の勤勉手当に係るものです。

改正の概要は、まず1点目が、月例給の引上げというものでございます。こちらのほうは、若年層を中心に、一般行政職給料表を、平均改定率1.1%の引上げを行うものでございます。その結果、初任給では、大卒の給料は1万1,000円、高卒の給料は1万2,000円の大きな引上げとなるものでございます。

2つ目は、期末勤勉手当の引上げということでございます。こちらは、一般職、特別職、会計年度任用職員、いずれも年間の支給率を0.1月引き上げるというものでございます。ただし、再任用職員につきましては、0.05月の引上げとなっております。今年度につきましては、12月の支給率を引き上げるということで対応をしたいと思っております。令和6年度以降につきましては、6月と12月の支給率を平準化するというものでございます。条例としましては、令和5年度分の実施分と、令和6年度以降の2段階で、改正を提案しております。

そして、3つ目は、会計年度任用職員の勤勉手当でございます。会計年度任用職員の勤勉手当の支給率は、正職員と同率となるものでございます。

施行期日につきましては、令和6年1月1日から施行し、適用日は、月例給が、令和5年の4月1日に遡って、それから、期末勤勉手当につきましては、令和5年の12月1日に遡及して適用したいというふうに考えております。引上げの差額につきましては、1月、例年月末になるんですけど、支払うということになります。

条例の改正の説明のほうは以上でございますが、令和6年度から、会計年度任用職員に勤勉手当を支給することになりますと、今のままでは、ほかの非常勤職員、具体的には、任期付短時間勤務職員との間に、処遇の不均衡、年収の逆転が生じるといったことが起こります。これを踏まえまして、任期付短時間勤務職員の任用の見直しを図ることとしましたので、少しお時間を頂いて説明をさせていただきたいと思っております。

資料は3ページになります。3ページを御覧ください。現在、本市が任用している非常勤職員は、会計年度任用職員のほかに、任期付短時間勤務職員がございます。会計年度任用職員は、補助的な業務、それから、任期付短時間勤務職員は、正職の同様の業務に従事することができる者として任用をしているものでございます。任期は3年で、勤務時間数は週31時間となっております。主に保育現場、保育士や調理員として任用をしているものでございます。

次に、処遇についてです。任期付短時間勤務職員は、保育士を除いて、昇給運用を行っておりません。また、給与の格付としては、正職員の1年目の新規採用職員との均衡を考慮しまして、事務職・調理員につきましては、正職員の短大卒と同じ給料表の格付としておりますし、保育士は、困難な業務を行う職というふうに位置づけて、正職員の大学新卒と同じ給料表の格付を適用しております。

現在、任期付短時間勤務職員は、期末と勤勉手当が支給されておりまして、一方では、会計年度任用職員は、勤勉手当の支給は、まだされてないということもありまして、年収は、任期付短時間勤務職員のほうが現状は高くなっております。ただ、来年度、会計年度任用職員に勤勉手当が支給されますと、任用年数によっては、処遇の逆転、年収の逆転が生じてしまうということがございます。

資料の真ん中に表をつけておりますけども、例えば、事務職員・調理員であれば、会計年度任用職員の5年目になると、任期付短時間勤務職員との処遇の逆転が生じると。それから、保育士につきましては、3年目で、既にこういった逆転が生じるというようなことがございます。任期付短時間勤務職員制度の中で、処遇を上げるというようなことも検討したのですが、国から示されてる制度では、週31時間を超えることができないというようなことがされてまして、この制度の下で処遇改善ができないということで、判断をさせていただいたものです。

これを踏まえまして、令和6年度以降の任期付短時間勤務職員の任用につきましては、任期付短時間勤務職員の職を運用しないということで、会計年度任用職員制度の中で、現在、任期付短時間勤務職員が担っている業務に従事する、報酬の高い新たな格付というか、職を創設しまして、会計年度任用職員制度の中で一元化をするということで運用したいというふうに考えております。

なお、任期が残っている任期付短時間勤務職員につきましては、来年度から、会計年度任用職員に任用替えをするということとしておりまして、該当の職員には、既に制度の説明と、意向確認を行っているところでございます。

会計年度任用職員に移行することで、処遇の改善が図られるということになります。特に保育士につきましては、勤務時間数が、週31時間から35時間に増えるということも影響しますが、大きく年収が上がるということになります。例えば、保育士10年目の職員であれば、現在の年収が292万だったところが、今の業務と同様、保育士であれば担任を持つという業務を行う会計年度任用職員になれば、年収が331万円となり、大幅な処遇改善が図られることとなるものでございます。説明につきましては、以上でございます。

◆砂田典男委員長 御説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議案第154号鳥取市財産区の財産の管理及び処分に関する条例等の一部改正について（説明）

◆砂田典男委員長 それでは、次に、議案第154号鳥取市財産区の財産の管理及び処分に関する条例等の一部改正について、御説明をお願いいたします。

○濱岡直樹財産経営課長 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 濱岡課長。

○濱岡直樹財産経営課長 はい。財産経営課、濱岡です。議案第154号につきましては、鳥取市鹿野町鹿野財産区議会、こちらの廃止に伴いまして、鳥取市鹿野町鹿野財産区に、財産区管理会を設置するとともに、所要の整備を行うために、関係する条例の一部を改正するものでございます。附議案につきましては、65ページになります。資料の2は、53ページのほうを御覧ください。

こちらは、9月の定例会の総務企画委員会におきましても説明をさせていただいている件でございます。本市の55の財産区のうち、現在、財産区議会が設置されておりますのは、鹿野町鹿野財産区のみでありまして、予算等、議決が必要な案件につきましては、鹿野町鹿野財産区、こちらにつきましては、市議会のほうではなく、財産区議会で審議等が行われております。財産区の議員につきましては、公職選挙法が適用になりまして、令和2年度の法改正より、立候補者においては、供託金が必要となりました。また、限られた財源の中で、その都度、選挙費用もかかるといったこともございます。

このような中、現在の議員の任期につきましては、令和6年8月31日までなのですが、令和5年度末をもちまして、財産区議会を廃止するということが、本年の10月13日に行われました鳥取市鹿野町鹿野財産区議会、こちらで議決をされておるところでございます。

この財産区議会におきましては、資料の53ページの5にありますように、3本の鹿野財産区関連の条例の廃止が、既に議決をされております。

本議案につきましては、資料の2に改正する条例にありますように、3本の条例を改正するものでございます。1の鳥取市財産区の財産の管理及び処分に関する条例の改正につきましては、1の改正の目的にも記載しておりますが、地方自治法の規定に基づきまして、他の財産区同様に、財産区管理会を設置するための改正でございます。

2の鳥取市特別会計条例の改正につきましては、区議会で審議をするために区分けをしておりました鳥取市鹿野町鹿野財産区管理事業費特別会計、こちらを廃止いたしまして、鹿野財産区の予算を鳥取市財産区管理事業費特別会計、こちらに含めるための改正でございます。

3の鳥取市財産区基金条例の改正につきましては、こちらも、区議会のほうで審議するために条例を分けておりました鹿野財産区の基金、こちらを鳥取市財産区基金条例、こちらに含めるための改正でございます。

施行期日につきましては、年度替わりの令和6年4月1日といたしますが、3の財産区基金条例につきましては、元の鹿野財産区基金、また、基金の属する特別会計、こちらが廃止される前に、基金に属する現金を移行させる必要がございますので、公布の日からとしております。以上です。

◆砂田典男委員長 御説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 よろしいですか。

じゃあ、ここで、説明の終了した部署は、ここで退席していただいて結構です。

報告第22号専決処分事項の報告について（説明・質疑）

◆砂田典男委員長 それでは、引き続き、報告に入ります。

まず、報告第22号専決処分事項の報告について、執行部、御説明をお願いいたします。

○池原章博収納推進課長 委員長。

◆砂田典男委員長 池原課長。

○池原章博収納推進課長 はい。収納推進課、池原です。報告第22号専決処分事項について報告させていただきます。附議案の155ページを御覧いただきたいと思います。今回の案件は、収納推進課が移管を受けている案件でございます。未払いとなっている市営住宅の退去修繕費及び残置物撤去処分費に関しまして、債務者に対し、支払いを求め、支払い督促を実施したところ、異議申立てがありました。支払い督促について、異議申立てがあると、訴訟に移行するという制度になっていますので、訴えの提起として、専決処分を行ったものでございます。

専決処分日は、令和5年10月31日。訴えの相手方は、附議案に記載している大阪府茨木市の在住の方です。市営住宅の賃借人である主債務者は死亡しており、このたび、相手方は、連帯保証人であり、かつ相続人に当たります。

訴えの趣旨としましては、主債務者が死亡後に発生しました市営住宅の退去修繕費11万6,937円、残置物撤去処分費8万6,900円、合計20万3,837円、以上が未払いとなっていることから、支払いを求めるものです。

訴訟の方針ですが、まず、附議案記載の本市職員3名を指定代理人として、訴訟の進行に必要な措置を取ること。次に、必要があるときは、適当と認める条件で和解すること。そして、判決に不服があるときは、控訴及び上告することとしております。以上になります。

◆砂田典男委員長 御説明いただきました。

本件について、委員の皆様から、質疑、御意見等はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

マイナンバー情報総点検の対応状況等について（説明・質疑）

◆砂田典男委員長 それでは、引き続きまして、マイナンバー情報総点検の対応状況等について御説明をお願いいたします。

○有元薫治総務課公文書管理室長 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 有元室長。

○有元薫治総務課公文書管理室長 はい。公文書管理室の有元でございます。資料2の58ページをお願いしたいと思います。国が実施しておりますマイナンバー情報総点検の対応状況等についてでございます。

まず、経過の部分になりますが、9月6日に、個別データの点検対象機関名が公表され、対象となった事務について、11月末までの完了に向け、個別データの点検作業を進めてまいりま

した。この点検につきましては、11月27日までに完了し、デジタル庁のほうへ最終報告をする
とともに、鳥取市マイナンバー情報総点検本部にて、報告を行ったところでございます。

次に、個別データの点検につきまして、本市の点検対象としましては、生活保護情報と身体
障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳とになります。

点検方法につきましては、国が策定したマニュアルに従って実施し、ひもづけ誤りの有無を
確認しております。住基システムと業務システムのマイナンバープラス、基本4情報、氏名・
生年月日・性別・住所を抽出しまして、デジタル庁から配付された点検支援ツールにより照合
し、不一致となったデータについて、正しくひもづけられているか、1件ずつ確認を行って
おります。

点検の結果につきましては、下の表のとおりになりますけれども、身体障害者手帳で5件、
療育手帳で2件、自立支援医療、精神通院で3件、計10件のひもづけ誤りがございました。こ
のうち、自立支援医療、精神通院につきましては、国の点検の対象にはなっておりませんが、
障害者手帳と同じシステムを使用しているため、併せて点検を行ったものでございます。

ひもづけ誤りの要因としましては、申請時に、親族等、他人のマイナンバーを誤登録したケ
ースや、中核市移行時に、マイナンバーを一括付番した際、同姓同名の人などに、誤って付番
したなどのミスによるものでございます。なお、身体・精神・療育の障害者手帳につきましては
は、国の指示に基づき、情報連携を行う際に、業務システムのデータを登録する中間サーバー
についても点検しましたが、こちらについては、正しく登録されておりました。

ひもづけ誤りをした情報につきましては、マイナポータル上で、他人の情報が閲覧できる状
態となりますが、マイナンバーや、住所・氏名など、個人が特定できる情報の流出はございま
せんでした。また、ひもづけ誤りについては、既に修正を行っております。

障害者手帳等に係る再発防止としましては、申請受付時とシステム入力時に、ダブルチェッ
クを行うことや、定期的に、今回のような点検を行うことなど、上げているところでございま
す。また、デジタル庁のほうが、各省庁のマイナンバー利用事務に係る横断的なガイドラインを策
定されましたので、これに基づき、各事務で作成しております手順書を見直し、業務に反映さ
せ、適正な業務運営を図ることとしております。説明は以上でございませぬ。

◆砂田典男委員長 はい。御説明いただきました。

本件について、委員の皆様から、質疑、御意見等はございますか。

◆伊藤幾子委員 はい。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 すみません。前回、9月議会のときに、この総点検のために、その職員の時間
外労働分は、国が見てくれるのかって聞いたたら、国の説明会で、そこは意見が多く出たところ
だと、国は自治体に配慮をするとしか言わなかったということだったんですが、その時間外勤
務があるなしにかかわらず、これについて、国は何か、もうちょっと詳しく言ってくるのか
どうか教えてください。

○有元薫治総務課公文書管理室長 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 有元室長。

○有元薫治総務課公文書管理室長 はい。公文書管理室、有元でございます。この総点検に係る費用としましては、業務システムからデータを抽出するためのそのシステム改修に係る委託費とか、時間外手当等の人件費が想定されてるところですが、このうち、システム改修に係る委託費は、国の支援の対象となっております。障害者手帳については補助金を、それ以外については、特別交付税で措置されることになっております。本市におきましては、システム改修に係る費用については、発生してないというような状況でございます。また、時間外手当等の人件費につきましては、ちょっと詳細を把握しておりませんが、国の支援の対象にはなっていないというような状況でございます。以上でございます。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 はい、分かりました。それで、ちょっと再発防止のことを言われたんですけど、ダブルチェックをしていくとか、その定期的に点検していくっていうことを言われたんですけど、このダブルチェックにしても、その定期的に点検していくことも、これは、各自治体に任せられていることなのか、それとも、これだけ、もう全国的に総点検をやりなさいって、国が言ってね、いろいろ、ぼろぼろ出てきてるんだけど、その再発防止策を、国のほうからは示されていないのか、その点はどうですか。

○有元薫治総務課公文書管理室長 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 有元室長。

○有元薫治総務課公文書管理室長 はい。公文書管理室、有元でございます。マイナンバー情報に係るひもづけ誤りが、全国で発生している状況を踏まえまして、デジタル庁のほうは、マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインというのを策定されました。このガイドラインは、マイナンバーと本人情報を正しくひもづけするための方法などを示しておりまして、具体的には、申請時のマイナンバー取得の原則化や、本人確認の方法、それから、定期的な入力誤りの発見、それから、複数人での確認や、上長による最終確認などといったようなことを定めているといったようなところでございまして、本市では、このガイドラインのほうは、手順書のほうに反映させていただきまして、適正な事務に努めていきたいと考えております。以上です。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 これに限らず、個人情報に関わるような間違いというか、ミスっていうのは、やっぱり起こしてはならないことだと思うんですけども、結局、このマイナンバー絡みのこれも、最初は人の力なわけですよ。人が入力するとか、そういう手順を踏まないと、結局は、システムって動いていかないっていうことですよ。だから、そこの部分で、本当に100%、間違いがなくせるのかなっていうのは、疑問のあるところなんですけれども、恐らく国は、どんどんどんどん活用させていきたいとは思ってるんでしょうけれども、そうすると、いろんな意味で、その仕事の量が増えるんじゃないかと思うんですけどね、ダブルチェックだことの、点検だことの、一々一々、こうやっていかなあかんわけでしょう、そのガイドラインに基づいて。そういう点はどうですか。

○有元薫治総務課公文書管理室長 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 有元室長。

○有元薫治総務課公文書管理室長 はい。公文書管理室、有元でございます。はい。確かに、議員がおっしゃるとおり、ダブルチェックとか、そういったところ、部分でありますとか、定期的な点検を行うということになりますと、負担っていうのは増えてくるのではないかと考えておるところでございますが、定例の時間内に収まるような形で実施していきたいと考えております。以上でございます。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 はい。11月27日に、市としては、国に最終報告ということなんですけど、今後の動きといいますか、どうしていこうと国が考えてるのかっていう情報はあるでしょうか。

○有元薫治総務課公文書管理室長 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 有元室長。

○有元薫治総務課公文書管理室長 はい。公文書管理室、有元でございます。鳥取市におきましては、11月27日に、完了した状況について、国のほうに報告したところでございますが、国においては、それに基づき、国のほうで、11月、もうすぐだと思っておりますけど、マイナンバー情報総点検本部というのを開催されるということでございます。具体的なちょっと情報については入ってきてないですけども、その中で、各都市の状況でありますとか、再発防止に関して報告があるものと考えております。以上です。

◆伊藤幾子委員 はい、いいです。

◆砂田典男委員長 いいですか。そのほかの委員の皆様で、何かございますか。よろしいですか。
（「はい」と呼ぶ者あり）

包括管理委託の導入について（説明・質疑）

◆砂田典男委員長 次に、包括管理委託の導入について御説明をお願いいたします。

○福井一朗資産活用推進課長 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 福井課長。

○福井一朗資産活用推進課長 はい。資産活用推進課、福井でございます。それでは、資料59ページを御覧ください。9月の本委員会におきまして、包括管理委託業務の概要について御説明いたしました。その中で、委員さんから、何点か御質問をいただきましたので、その辺りを中心に、また御報告をいたしたいと思っております。

まず、対象施設でございますが、本庁舎、駅南庁舎、8総合支所、小・中義務教育学校の56施設、これと、保育園、若草学園の23施設の計89施設を対象と考えております。また、本業務に、130万円未満の修繕も含めたいと考えております。

包括管理の導入効果でございます。本市は、施設を利用される市民や児童・生徒、こちらの安全を確保し、安心できるサービスを提供する必要がございます。そのためには、施設の管理に携わる職員は、一定の知識と設備のトラブル等に対する対応能力が求められるところでございます。しかし、技術系職員が少なく、異動もある本市のような自治体組織では、なかなかそのような職員を、施設ごとに配置することは、現実に難しい状況でございます。包括管理では、

専門知識を持った民間事業者が、各施設を横断的に管理・運営してまいります。そのことにより、施設の状態などの詳細な情報が、ある程度一定の基準で蓄積され、ひいては、施設の安全と品質管理の向上につながることを期待できます。また、複数施設の包括管理により、施設職員や、各所管課の施設管理に携わる事務負担の軽減が図られ、本来のコア業務に専念していただけたらと思っております。

次に、市内事業者の活用についてでございます。本業務は、現在、各施設で清掃などの業務を行っていただいている既存の事業者をまとめるのではなくて、新たにマネジメント事業者を頭に設けて、包括管理をしていただくものでございます。基本的には、マネジメント事業者が、今発注している事業者を中心に選択される形になると思いますが、100%、今の事業者が全てスライドするというわけではございませんで、鳥取市に登録されてる業者で、かつ、今発注されている業務の入札参加資格のある地元事業者を中心に、見積り合わせなどを行って、事業者を選定するような形になると思います。あくまでも、市内事業者への発注を前提として考えております。

続きまして、60ページを御覧ください。こちら、修繕業務の考え方でございます。包括管理に、130万円未満の修繕業務を含めます。修繕の流れでございますが、不具合箇所が発生いたしましたら、各施設の職員などから、市の包括管理担当部署へ連絡していただきます。そこで、その技術職員ですね、こちらのほうで、緊急度や、修繕なのか、予防保全なのか、内容を精査し、修繕が必要であると判断した場合は、マネジメント事業者のほうへ修繕の依頼を行います。あくまでも、修繕の実施の判断は、鳥取市で行います。市から修繕を受けたマネジメント事業者は、基本、市内事業者へ業務発注を行います。また、50万円未満の修繕につきましては、現在83事業者の登録がございます小規模修繕等契約希望者登録名簿、こちらに登録されてます事業者に発注するように配慮してまいります。

続きまして、費用対効果でございます。マネジメント事業者に支払うマネジメントフィー、こちら、費用でございますが、こちらが新たに発生いたします。この費用は、委託事業者への委託料を削減して賄うのではなく、包括管理委託を導入することによって生じる事務コストの削減分で賄えるのではないかと考えております。委託予定の維持管理件数142件、あと、修繕実績の1,103件、こちらを、見積り・発注・契約・支払いまでに要する時間を、分単位で積み上げてみました。トータルで年間82万5,350分、こちらの事務時間が削減できると試算したところでございます。これに、令和4年度の平均給与に退職引当金などを加えた、年間約856万円、こちらを、勤務日数、勤務時間で割りますと、1人当たり約76円のコストがかかっていることになりました。こちらで予想される削減時間に、76円を乗じた金額、年間約6,300万円が削減される事務コストになるのではないかと試算したところでございます。まだ精査中ですが、事務削減コストと比較して、年間500万円ぐらいのトータルコストの削減につながるのではないかと考えるところでございます。

今後、さらに業務内容を精査して、令和6年度当初予算に向けて、準備を進めてまいりたいと考えております。よろしくお願いたします。説明は以上でございます。

◆砂田典男委員長 御説明いただきました。

本件について、委員の皆様から、質疑、御意見等はございますか。伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 ああ、岡田委員さん、先どうぞ。

◆岡田 実委員 いいですか。

◆伊藤幾子委員 はい。

◆砂田典男委員長 岡田委員。

◆岡田 実委員 はい。はい、ありがとうございます。何点か質問がございまして、私、この事業は、非常に小さな業者さんが、経営が圧迫されるのではなかろうかっていうところで危惧しております。その観点での質問になります。まず、先ほど説明がございましたけども、この包括管理委託の中での今の市内業者さんのその者数、者数というのですか、実際に、今、例えば100者、今、市内に業者さんが関わっているとします。その業者さんが、包括委託を通して、それが、例えば100者以下になっていく、それが98とか90になったりとか、そういう者が、数が減るってということで、さっき、ちょっと理解できたんですけども、それは、その考え方でよろしいでしょうか。

○福井一朗資産活用推進課長 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 福井課長。

○福井一朗資産活用推進課長 はい。資産活用推進課、福井でございます。今、岡田議員さんの御質問ですけれども、今、100者、御契約、業務委託をしていただいている事業者であれば、引き続き100者という具合に考えておまして、新たに事業、今の委託事業者は減らすつもりでは考えておりません。以上でございます。

◆砂田典男委員長 岡田委員。

◆岡田 実委員 はい。ありがとうございます。続いてなんですけども、では、その100者という1つの例なんですけども、それぞれ、今の委託契約を、市が委託をしてる委託契約金額があるんですけども、それが、その包括管理委託をすることによって、それぞれの者から見たときに、委託契約金が下がるということがあるかどうかについてお尋ねいたします。

○福井一朗資産活用推進課長 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 福井課長。

○福井一朗資産活用推進課長 資産活用推進課、福井でございます。今、委員さんの御質問がありました、委託事業者がダンピングするような、そういうことはならないように考えております。さらに、令和7年度～11年度まで、一応、物価変動のほうの上昇率も見て、今考えておりますので、今の賃金で5年間ではなくて、毎年少しずつ上がっていくような賃金形態での試算としております。以上でございます。

◆砂田典男委員長 岡田委員。

◆岡田 実委員 はい。ありがとうございますといいますが、それで、物価に関するものもあるんですけども、今の最低労働賃金などが上がっているというところも踏まえた中での、その委託契約を上げるような算定にするっていうふうな理解でよろしいでしょうか。

○福井一朗資産活用推進課長 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 福井課長。

○福井一朗資産活用推進課長 はい。資産活用推進課、福井でございます。今、委員さんがおっしゃられた、そのとおりでございます。以上です。

◆岡田 実委員 はい。分かりました。委員長、はい。

◆砂田典男委員長 岡田委員。

◆岡田 実委員 はい。ありがとうございます。ぜひともですね、その包括委託契約をすることによって、それを、今度、受けられた業者さんの責任の部分にはなってくると思うんですけども、非常に、その各者が、収益が下がるっていうことが、経済の衰退になると思いますので、ちょっと見張っているというのですかね、やっぱりそこは定期的に管理ができるような、そういう状況を持っていただきたいなという、これは意見なんですけども、そういうことでございます。

重ねて、質問なんですけども、今度ですね、例えば、今の100者なら100者っていう地元の企業さんがおられましてですね、新たに参入っていうのですか、どんどんその地域経済、変わっていくと思います。会社によっては、上がり下がりあると思うんですけども、次の業者さんが、今まで本市と契約してたような感覚でっていう言い方がいいんでしょうか、自由にその参加ができるような、競争ができるような、そういう場面っていうのは考えておられますでしょうか。

○福井一朗資産活用推進課長 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 福井課長。

○福井一朗資産活用推進課長 資産活用推進課、福井でございます。今、委員のおっしゃられた、初年度は、いきなり変わると混乱を生ずるっていうこともありまして、今ある既存の事業者をそのまま、サウンディングなんかでも、そのまま活用したいと。ただし、場合によっては、市の入札参加資格ですね、こちらのある事業者で、再度見積り合わせを行って、事業者を選定したいということも考えてるっていうようなことを、サウンディングも聞いておりますので、流れ的には、新たな事業者、入札参加資格を申し込まれた事業者であれば、その同じ舞台に立てると、私も思っております。以上です。

◆砂田典男委員長 岡田委員。

◆岡田 実委員 はい。分かりました。これも意見なんですけども、ぜひとも、今、新しい業者さんもそうなんですけども、参入しやすいような、分かりやすい、いや、これはもう包括委託契約だから、市は分かりませんかですね、その先にみんな委ねるものではなくて、経済対策のかなりここは大きな部分だと思いますので、しっかりその辺りもチェックしながら、場合によっては、包括管理委託契約をされた、その契約内容も、踏み込むわけじゃないんですが、そのそれぞれの者を守るの意味で、御配慮のほういただけたらと思います。これは意見でございます。以上です。

◆伊藤幾子委員 はい。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 はい。1つちょっと、まずは確認で、修繕業務が130万円以下っていうことで、これは以下、以下でいいですよ。未満じゃなくて、以下なんですよ。

○福井一朗資産活用推進課長 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 福井課長。

○福井一朗資産活用推進課長 資産活用推進課、福井でございます。すみません。130万円未満でございます。失礼しました。

◆伊藤幾子委員 はい。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 はい。スケジュール的には、2月議会のときに、当初予算で債務負担行為だということなんですけど、この考え方なんですけれども、先ほど、岡田委員のほうから、市内の小さな事業者云々かんぬんって話があったんですけど、この包括管理委託っていう考え方は、今、鳥取市に、鳥取市中小企業・小規模企業振興条例っていうのがあるんですけども、それに照らしたときに、こう条例に、こう何ていうのかな、かなってる事業なんでしょうか。その点はどうでしょうか。

○福井一朗資産活用推進課長 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 福井課長。

○福井一朗資産活用推進課長 申し訳ございません。ちょっとその辺、私もちょっと勉強不足で。

○乾 秀樹総務部長 委員長。

◆砂田典男委員長 乾部長。

○乾 秀樹総務部長 はい。総務部長、乾でございます。新しく条例制定したことに沿うかということではございますけども、この包括管理委託導入に当たって、本市が一番心がけていることっていうのが、やはり市内で、なりわいをこれまで続けてこられた、小規模あるいは中・小の企業さんの育成、そして、企業活動の継続、これは、地元の自治体にとって、大変大切なことでもありますし、これが雇用や、あるいは地域経済にとって、非常に重要なことだということを、まず根本に置きながら、これからの人口減少、人材の不足、あるいは、専門的な技能の流出といった時代を迎える中で、いかにして公共施設をこう維持をしていくかという、この2つの面に、我々は置かれている、そういう状況でございます。

したがいまして、条例の趣旨っていうのは、そういうところに含まれていると思っておりますので、条例の趣旨をしっかりと頭に置きながら、しかしながら、今後の施設管理の在り方も両立させていくと、こういった面では、条例の趣旨をしっかりと頭に置いているという具合に、我々は考えてるところでございます。以上でございます。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 その包括管理委託っていうことでされる中で、これまでと、ちょっとやり方が違ってくるわけですね。たとえ、その市内の事業者を活用していくということが変わらなかったにしても、その行政が今やってるようなやり方だと、例えば、公正・公平っていうことを、行政がやる場合は、しっかり担保しなきゃならないんですけども、この包括管理委託になったときに、その公正・公平っていうのが、どうやって担保されるのかなと思うんですが、その点はどうなんですか。

○福井一朗資産活用推進課長 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 福井課長。

○福井一朗資産活用推進課長 資産活用推進課、福井です。こちらの包括管理委託の発注形態としては、基本的に性能発注という形になります。仕様書は、ある程度、市のほうで作成したやつでやってくださいと。それプラス、あとは、民間事業者から、プラスアルファの提案をいただくと。今考えているのは、毎月事業者とモニタリングは、必ずするように考えております。それも踏まえまして、しっかり管理がされているのか、その辺もしっかり見ていこうかと考えております。以上でございます。

◆伊藤幾子委員 はい。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 2月定例会までは、まだ時間があるので、ちょっと私もいろいろ勉強したいと思うんですけども、この包括管理委託っていうのは、ほかのところでも取り入れられてて、市内業者の仕事は減りませんみたいなことを書いてるような自治体もあったんですけど、でも、実際、この包括管理委託を導入してね、本当に、その市内業者に、これまで発注してたものが、実際増えたのか減ったのかっていうのを検証した自治体があるのかどうかまでは、ちょっと私は、今のところ、よう調べてないので、もし、そういう情報を持っておられたら、また改めて、資料提供をしていただけたらと思います。以上です。

◆上杉栄一委員 委員長。

◆砂田典男委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 今、本庁舎の、これ、包括管理になつとるんだね、たしか。はい。要するに、本庁舎の場合は、清掃であったり、いろんな業務が一括して、包括になって、そのマネジメント会社っていうか、清掃会社がマネジメントしてるのか、ちょっと分かんだけども、その場合に、さっき岡田委員も、ちょっとそれこそ懸念してたのは、いわゆるマネジメント事業者が、それぞれのこの施設の修繕等々について、業者を選定するような話に多分なるんだろうというふうに思うんで、だから、例えば、今まで、従来は、市が直接、その担当者から、その事業者に話があって、そこで修繕業務やってたと。ところが、今度、包括になってくると、そのマネジメント事業者が、今までとは違った事業者、あるいは、その事業者が偏ったりですね、そういったことが懸念の材料として、私はあると思うんです。だから、そういった面でいうと、マネジメント事業者の選定っていうか、結局、マネジメント事業者を選定して、そこが、要するに、包括委託管理を受けるっていう話に、多分なるんだろうと思うんで、その中で、それぞれのいろんなその点検業務であったり、修繕業務であったり、そういったものについて、事業者にそれを発注するというシステムだというふうに、私の頭では認識してるんでね、その辺り、まずはちょっとその辺、ちょっと教えてやってください。

○福井一朗資産活用推進課長 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 福井課長。

○福井一朗資産活用推進課長 資産活用推進課、福井でございます。上杉委員さんが、今おっしゃられたとおりですね、まず、包括管理事業者の頭を決めまして、その事業者が、今、予定では、市のほうから、今の委託業務は、この者がやっていますよっていうリストを、まずお渡しします。あと、それぞれの施設について、どんな修繕事業者がされたのか、その辺も全部、デー

タをお渡ししようと思っております。今、サウンディングの状態では、業者が決まりましたら、一応、半年ぐらい欲しいと言われてるんで、一応、事業者のほうが、その事業者関係、関係ある事業者を全て1回集めると。そこで説明会を、マネジメント事業者が開催して、その中で、見積り合わせに参加していただくのか、そういったことも、逐一、市と一緒に説明しながら、委託事業者の選定に当たっていくように考えているところでございます。以上です。

◆砂田典男委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 その場合、懸念されることは、その委託事業者の中で、いわゆる修繕であったり、点検であったり、そういった今までの事業者に、さっき話をしたんだけど、いわゆる人件費の削減、費用対効果っていうのが、大きな、これは、あれになると思うんで、費用対効果を出すためには、より安い、例えば、その事業費であったり、修繕費であったりというようなことも、多分、マネジメント会社から、それはそれで出てくるはずだと思うんです、委託料をそのまま、ぼんと出してるわけだから。そうした場合に、既存の事業者で、今までの、それこそ、例えば修繕費であったり、あるいは点検費であったり、管理費であったり、そういったものが、かなり抑えられるんじゃないかというような懸念も出てくるわけですけども、その辺りどうですか。

○福井一朗資産活用推進課長 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 福井課長。

○福井一朗資産活用推進課長 はい。資産活用推進課、福井でございます。今、委員さんの御心配されてるところについては、鳥取市のほうで、著しく価格が下がるようなことがないようにチェックしてまいりますので、その辺、そういうことが、ダンピングがないようには、しっかりしていきたいと思っております。以上です。

◆砂田典男委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 その辺りは、しっかりと点検というか、指導していただきたいというふうに思います。いわゆる、新たに、こういった包括管理業務ということになって、今まで既存の請け負ってた業者が、例えば排除されたり、あるいは、さっきの話で、単価を低くされたりっていうことがあっては、何のための包括という話にもならんわけですから、その辺りは、やはり発注する市としてはですね、しっかり、この辺りは見て、指導なり、点検なりしてやってください。以上です。

○乾 秀樹総務部長 委員長。

◆砂田典男委員長 乾部長。

○乾 秀樹総務部長 はい。総務部長、乾でございます。この包括管理委託の件、皆様の御懸念っていうのは、共通してると考えております。この制度の導入の趣旨が、行政コストの削減っていうようなことが大きな目的になってしまうと、今御懸念のような事態が、いわゆる市内事業者のほうに、しわ寄せとして及ぶのではないかと。こういうことは、我々も十分懸念をもって、この制度の導入の検討を進めております。したがって、本市が、元請の事業者に出すコストが厳しいものになりますと、これは当然、その波及が、下向きに及んでいくという点もあろうかと思っております。したがって、正当なコストで、しっかりと我々行政側も、そして、民間

の皆様も、正当なコストで取引が行われるってということが、非常に大切だと思っております。そこに意を用いたいと思っておりますし、マネジメント会社が採用する業者の選定、あるいは、そのコストに当たっても、どうやって点検、チェックをしていくのかっていうことには、しっかりと取り組んでいきたいと思っております。

いずれにしましても、今後、いろいろ、専門知識の流出や人材不足が見込まれる中で、どうやって公共施設の維持を持続的にやっていくのかという、この命題もありますので、皆様の御懸念にしっかり対応できるように、決して、行政コストの削減のみが目的になるようなことがないように、しっかりと業務について取り組んでまいりたいと思っております。また、2月議会の議案審査の中で、そうしたことにしっかり答えられるように準備してまいります。よろしくお願い申し上げます。

◆砂田典男委員長 よろしいですか。

◆上杉栄一委員 はい。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で、何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

鳥取市人権施策基本方針第3次改訂について（説明・質疑）

◆砂田典男委員長 それでは、次に、鳥取市人権施策基本方針第3次改訂について御説明をお願いいたします。

○谷口恭子人権政策局長兼人権推進課長 委員長。

◆砂田典男委員長人 谷口局長。

○谷口恭子人権政策局長兼人権推進課長 はい。人権推進課、谷口でございます。資料は61ページ～63ページになります。詳細については、全て御説明はせずに、お読み取りいただければと思いますが、前回からの流れ、協議会の意見集約について、補足させていただきたいと思えます。

前回、9月15日の総務企画委員会で、策定に当たりましての考え方といたしまして、第2次改訂の内容を承継すること、それから、第11次総合計画の個別計画として位置づけ、基本理念には、人権尊重と地域共生のまちづくりを目指す社会とすること、それから、方針の構成を御説明いたしました。策定に当たりましては、人権条例に規定いたします、規定しております、人権尊重の社会づくり協議会の意見を踏まえることとしており、その内容についても御説明したいと思います。

この3次改訂に当たり、協議会は、これまで3回開催しておりまして、1回目は、2次改訂後の市の取組状況や、今後の課題に対する意見を集約したものを、それを第1稿として作成いたしました。2回目は、この第1稿に対する意見集約をし、第2稿を作成しております。3回目は、第2稿に対する意見を集約し、市民政策コメントの案としたものでございます。協議会委員の皆様は15名いらっしゃいまして、弁護士を含め、各人権分野で活動をされておられます。様々な視点から、約10件を超える意見を頂いたところでございます。

61ページの資料1に、市民政策コメントの実施状況、62～63ページには、応募意見に対する

市の考えを示しております。

61 ページの資料2に、今後のスケジュールを示しておりますが、今月20日に協議会を開催し、市民政策コメントの意見を踏まえた最終案について協議をし、来年の2月をめどに、3次改訂を仕上げたいと考えております。以上でございます。

◆砂田典男委員長 御説明をいただきました。

本件について、委員の皆様から、質疑、御意見等はございますか。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 それでは、これで、総務部・危機管理部を終わります。ありがとうございます。執行部の皆様は、御退出ください。

【企画推進部】

◆砂田典男委員長 それでは、続きまして、企画推進部に入ります。

まず初めに、塩谷企画推進部長に御挨拶をいただきたいと思います。

○塩谷範夫企画推進部長 委員長。

◆砂田典男委員長 塩谷部長。

○塩谷範夫企画推進部長 はい。失礼します。企画推進部長の塩谷です。本日はどうぞよろしくお願いたします。本日は、議案の説明が6議案、それから、報告案件のほうは2件ございます。議案の説明、6議案につきましては、議案第139号令和5年度鳥取市一般会計補正予算（第7号）、議案第155号公立大学法人公立鳥取環境大学定款の変更について、議案第156号新生公立鳥取環境大学運営協議会規約の変更について、議案第158号鳥取市民会館の指定管理者の指定について、議案第159号鳥取世界おもちゃ館の指定管理者の指定について、議案第160号城下町とっとり交流館の指定管理者の指定について、以上の6議案でございます。

それから、報告案件の2件につきましては、旧本庁舎跡地及び第二庁舎跡地の活用について、それから、もう一件が、ホール等文化施設の在り方に関する基本方針（案）についてということでございます。

議案第139号補正予算についてであります。歳入につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金と、有線テレビジョン放送施設整備事業債、過疎対策事業債について、総額5,449万4,000円の増額補正を計上しております。歳出につきましては、人件費の決算見込みによる増減、鳥取世界おもちゃ館施設管理費や、イスラエル避難民受入支援事業費、それから、超高速情報通信基盤整備事業費、市民会館施設管理費について、総額6,185万8,000円の増額補正をお願いするものであります。

続きまして、議案第155号と第156号は、地方独立行政法人法の一部改正に伴う、鳥取環境大学定款及び規約の変更について議決を求めるものでございます。議案第158号～第160号までは、指定管理者の指定に関する議案であります。議案第158号は、鳥取市民会館の指定管理者に、一般財団法人鳥取市教育福祉振興会を指定することについて、議案第159号は、鳥取世界おもちゃ館の指定管理者に、公益財団法人鳥取童謡・おもちゃ館を指定することについて、議案第160号は、城下町とっとり交流館の指定管理者に、公益財団法人鳥取市文化財団を指定

することについて、それぞれ必要な議決を求めるものでございます。

次に、報告事項の1点目ですが、旧本庁舎跡地に整備する緑地広場等の概要と、第二庁舎跡地における、飲食・物販サービス提供事業者選定に係る公募型プロポーザルの選定結果について報告をするものでございます。それから、報告の2点目は、ホール等文化施設の在り方に関する基本方針（案）の検討状況について報告するものでございます。

詳細につきましては、それぞれ関係の課長よりの御説明を申し上げます。以上、よろしくお願いたします。

議案第139号令和5年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明）

◆砂田典男委員長 それでは、議案の説明に入ります。議案第139号令和5年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の御説明をお願いいたします。

○福山博俊文化交流課長 委員長。

◆砂田典男委員長 福山課長。

○福山博俊文化交流課長 はい。文化交流課、福山です。それでは、令和5年度企画推進部12月補正予算について説明させていただきます。資料1を御覧ください。2ページ、歳入からです。

まず、国庫支出金、国庫補助金、総務費国庫補助金、総務費補助金、（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（コロナ克服・新時代開拓臨時交付金））であります。補正額は、539万4,000円の追加をお願いするものです。これは、昨今の燃料費高騰に伴います、指定管理施設の光熱水費の増に対する支援、それから、イスラエルから避難をされた方に対する生活支援に充当するものであります。以上です。

○山根寿彦情報政策課長 委員長。

◆砂田典男委員長 山根課長。

○山根寿彦情報政策課長 はい。情報政策課、山根です。続きまして、款22市債、市債、総務債、総務管理債です。（有線テレビジョン放送施設整備事業債）を900万円、そして、その資料の1つ下の、同じく総務債の過疎対策事業債といたしまして、4,010万円を追加計上するものでございます。これは、後ほど歳出で御説明させていただきますけれども、超高速情報通信基盤整備事業の宅内修繕に係る財源として計上するものでございます。以上です。

○松本 縁秘書課広報室長 委員長。

◆砂田典男委員長 松本室長。

○松本 縁秘書課広報室長 はい。広報室、松本です。続いて、歳出の説明に入ります。資料3ページ、一番上の広報紙発刊配布費と広報事務費を御覧ください。いずれも、会計任用職員の人件費の決算見込みによる増額となります。補正額は、広報紙発刊配布費は58万6,000円、広報事務費は16万2,000円の増額となっております。以上です。

○福山博俊文化交流課長 委員長。

◆砂田典男委員長 福山課長。

○福山博俊文化交流課長 はい。文化交流課、福山です。続きまして、その下です。総務費、総務管理費、企画費、鳥取世界おもちゃ館運営委託費等、（鳥取世界おもちゃ館施設管理費）であり

ます。補正額は253万8,000円の追加をお願いするものです。これは、昨今の燃料費高騰に伴います施設全体の光熱水費の見込額の増によるものであります。なお、わらべ館は、改めて申しますと、子供の歌の成り立ちなどを展示する鳥取県立童謡館、それから、国内外のおもちゃを展示する鳥取市立鳥取世界おもちゃ館からなる複合施設となっております。なお、今回の補正額の金額については、行財政改革課が示す、全庁的な考え方に基づいて積算をしております。

続きまして、その下であります。総務費、総務管理費、企画費、国際交流促進費、（国際交流員配置事業費）であります。補正額は50万5,000円の減になります。これは、会計年度任用職員であります国際交流員の人件費の決算見込みの減によるものであります。

続きまして、その下であります。総務費、総務管理費、企画費、国際交流促進費、（イスラエル避難民受入支援事業費）であります。補正額は90万円の増額をお願いするものです。これは、このたびのイスラエル・パレスチナ紛争を受けまして、鳥取県において、これまで、ウクライナから県内に避難された方々に対する支援を行っていましたが、これに加えて、イスラエルから県内に避難された方々に対する支援制度を追加しました。この県の動きを受けまして、本市も県と協調し、イスラエルから市内に避難された方々に対する支援金制度を追加することによるものであります。

続きまして、その下です。総務費、総務管理費、企画費、国際交流プラザ運営費、（国際交流プラザ管理運営費）であります。これは、湖山西小学校隣に開設をしております学習・交流センターの中の国際交流プラザ、ここの会計年度任用職員であります、スタッフであります国際交流事務員の人件費の決算見込みの増によるものであります。以上です。

○山根寿彦情報政策課長 委員長。

◆砂田典男委員長 山根課長。

○山根寿彦情報政策課長 はい。情報政策課、山根です。続きまして、細目24有線テレビジョン放送施設管理費の（超高速情報通信基盤整備事業費）に、CATV設備の関連した事業経費といたしまして、6,165万3,000円を追加計上させていただいております。事業別概要は19ページになります。本事業は、本年度、国府西部と河原地域の光ファイバー工事を行うとともに、既に、それ以外の地区で光ファイバー化が完了している各家庭の引込み・宅内修繕工事というものを実施させていただいております。このたびの補正事業の内容と金額の内訳ですが、その引込み・宅内修繕におきまして、インターネットサービスの早期切替えの希望者の方が、見込みより増加いたしましたことによります増加分といたしまして、5,010万3,000円を計上、それと、国府・河原地域の光ファイバー工事におきまして、中国電力とかが、電柱所有者が持ちます電柱に、線を架線させていただく工事を行っておりますけれども、これが、強度不足で許可が下りないというような事案が多く発生いたしました。これらの対応といたしまして、令和6年度上期に、古い設備を早期に撤去するということを条件に、許可をいただいたという状況がございまして、それらの令和6年度に撤去を速やかに行うための準備経費といたしまして、その設計を、今年度、1,155万追加計上をさせていただいて実施させていただこうとするものでございます。

では、続きまして、資料の4ページのほうへお進みください。電算処理費の職員費でござい

ます。情報政策課の人件費につきまして、実績に基づきまして、719万5,000円の減額をさせていただきます。以上です。

○福山博俊文化交流課長 委員長。

◆砂田典男委員長 福山課長。

○福山博俊文化交流課長 はい。文化交流課、福山です。続きまして、その下になります。教育費、社会教育費、社会教育総務費、事務局費の中の（文化交流課事務費）であります。補正額は24万6,000円の増をお願いするものです。これは、会計年度任用職員であります文化交流課事務補助員の人件費の決算見込みの増によるものであります。

続きまして、その下です。最後です。教育費、社会教育費、市民会館管理費、施設管理費、（市民会館施設管理費）であります。補正額は328万4,000円の増をお願いするものです。これは、内訳としては3つあります。1つは、まず、本年8月に、市民会館大ホールの空調設備、これは冷房ですが、これが故障するという事態が発生しました。原因は、ポンプの潤滑油不足により、ポンプがロックし、空気が排出不能となって、圧力が上昇したことによるものでした。そして、緊急的な対応として、既決予算を流用しまして、急遽、業者より業務用扇風機10台、これをレンタルして、配備をするとともに、プロアーティスト興行などについては、その都度、保守業者さんが現場待機する体制を取ったことによりまして、それに伴うレンタル料、あるいは、業者委託料等が発生をしたものであります。2つ目は、これは、除雪に関わるものですが、旧本庁舎跡地駐車場を、現在、にぎわい創出のためのイベント等で活用している状況があります。このことを踏まえまして、従来の除雪エリアを追加することに伴いまして、委託費が増になるものであります。最後3つ目で、先ほど、わらべ館でもありましたが、昨今の燃料費高騰に伴います施設全体の光熱水費見込みの増によるものであります。金額については、先ほども申しました、行財政改革課が示す全庁的な考え方にに基づき積算をしております。

以上で、令和5年度12月補正予算の説明を終わります。

◆砂田典男委員長 御説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議案第155号公立大学法人公立鳥取環境大学定款の変更について（説明）

◆砂田典男委員長 それでは、引き続きまして、議案第155号公立大学法人公立鳥取環境大学定款の変更についてを御説明願います。

○上田貴洋政策企画課長 委員長。

◆砂田典男委員長 上田課長。

○上田貴洋政策企画課長 はい。政策企画課、上田です。鳥取環境大学定款の変更につきまして、12月市議会定例会の附議案書、附議案、それから、資料2の附議案等説明資料、こちらを御用

意いただければと思います。冊子の附議案、本体につきましては、67ページからそのページになっております。資料2のほうは、2ページからとなります。資料2の附議案等説明資料で説明させていただきます。議案第155号環境大学の定款の変更についてでございます。

上から、1番で、経過につきましては、第13次の地方分権一括法の公布と施行に伴う地方独立行政法人法の一部改正によりまして、公立大学法人において行います毎年度の事業計画の作成と、設置者による毎年度の業務実績評価、こちらが、中期目標の期間が終了するとともに、順次廃止になるということとなりました。鳥取環境大学の現在の中期目標期間、こちら、第2期中期目標でございますが、令和6年の3月31日までとなっております、法改正を踏まえまして、定款の変更を行わせていただくものでございます。

下の青の枠の中に書いておりますが、定款の変更につきましては、地方独立行政法人法に基づきまして、設立団体の議会の議決を経て、総務大臣、それから、文部科学大臣の認可を受けるという手続が必要となります。

下に、13次の分権一括法施行後の経過について、記載のとおりでございますが、12月議会に、環境大学の設置者の県・市、それぞれが、定款の変更の議案を提出させていただいております。

その下の2番の地方独立行政法人法の改正の概要を御覧いただければと思います。まず、上のところですが、現行というところでございます。公立大学法人におきましては、年度計画の作成、それから、業務実績報告書を作成して、評価委員会の年度評価を受けるということが義務づけられております。その枠の中の下に、米印で国立大学法人とありますが、国立大学におきましては、年度計画、年度評価、こちら両方とも、令和4年4月に、現時点、廃止されているというところでございます。右側に、支障ということで記載しておりますけれども、この事務負担が大きいということで、大学が、教育の質の向上ですとか、地域貢献に十分に取り組めてないというような課題が、全国的にございました。そのため、下の見直し後ということになります。国立大学法人の例を踏まえまして、年度計画、年度評価が廃止となったというものでございます。

イラストにありますけれども、6年間の中期目標の期間中、青色で書いてありますが、この年度評価が、見直しによりまして、青がなくなりまして、残った赤のところですね、中間評価、それから最終評価、この2回になるというものでございます。

右側の3ページを御覧いただきたいと思っております。新旧対照表でございます。変更前、右側でございますが、年度計画、これを改正により、削除するものでございます。

そのさらに下のほう、(2)施行日でございますが、環境大学の新しい第3期中期目標期間が始まります令和6年4月1日施行とさせていただいております。

一番下の4番の、定款変更に関する今後の予定につきましては、記載のとおりでございます。

そのほか、現在は、毎年度、大学の自己点検を基にしまして、外部有識者による評価委員会におきまして評価を行っております。その結果を、設立団体の県・市に、実績評価として報告されまして、それを、9月の県・市の議会のほうに報告させていただいてるところでございます。法改正によりまして、環境大学の業務実績評価は不要となりますけれども、県と市では、県民や市民、議会に対して、今後も大学の状況を説明させていただくことが必要と考えて

おります。このため、今後は、大学の事務負担にも留意させていただきながら、大学が継続して行われる予定の毎年度の自己点検、こちらを活用して対応させていただくなど、大学と、対応方法について調整をしてみたいというふうに考えております。説明は以上です。

◆砂田典男委員長 御説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議案第156号新生公立鳥取環境大学運営協議会規約の変更について（説明）

◆砂田典男委員長 それでは、次に、議案第156号新生公立鳥取環境大学運営協議会規約の変更についてを御説明お願いいたします。

○上田貴洋政策企画課長 委員長。

◆砂田典男委員長 上田課長。

○上田貴洋政策企画課長 はい。政策企画課、上田です。附議案等説明資料は、1枚めくっていただきまして、4ページからとなります。附議案の本体の冊子のほう、こちらは69ページとなっております。附議案等説明資料を御覧いただきたいと思います。公立鳥取環境大学の運営協議会規約の変更についてでございます。

1番の経過につきましては、先ほどの定款の変更の経緯と同じということでございますので、説明は割愛させていただきます。真ん中辺りの水色の枠の中に記載しておりますけれども、こちらの協議会の規約につきましては、地方自治法の規定に基づきまして、設立団体の議会の議決を経て、総務大臣への届出が必要となります。環境大学は、県・市の共同設置の形態を取っております。設立団体の事務調整を図るために、自治法の規定によりまして、県・市で、この協議会、設置させていただいてるところでございます。

その下、2の地方独立行政法人法の改正の概要、こちらも、定款変更の、先ほど説明させていただいた概要と同じですので、割愛させていただきます。

5ページを御覧ください。新旧対照表でございます。変更前が右側でございますけれども、変更前の年度計画、こちらを、改正によりまして、削除するというものでございます。

下のほうの（2）の施行日、こちらにつきましては、先ほどの定款と同じく、令和6年4月1日とさせていただきます。

一番下の規約変更に関する今後の予定につきましては、記載のとおりでございます。説明は以上です。

◆砂田典男委員長 御説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議案第158号鳥取市民会館の指定管理者の指定について（説明）

◆砂田典男委員長 では、次に、議案第158号鳥取市民会館の指定管理者の指定についてを御説明をお願いいたします。

○福山博俊文化交流課長 委員長。

◆砂田典男委員長 福山課長。

○福山博俊文化交流課長 はい。文化交流課、福山です。それでは、資料の6ページになります。議案第158号鳥取市民会館の指定管理者の指定についてということですが、この件については、さきの9月議会において、債務負担行為の承認をいただいた以降、公募等を行い、進めてきたものであります。

市民会館については、公募を行いました結果、1者のみの応募がありました。ページを見ていただきながら御説明します。

2番の指定管理期間については、令和6年度～令和10年度までの5年間になっております。

3番の選定された団体については、一般財団法人鳥取市教育福祉振興会になります。

4番の選定された団体の提案内容ということですが、まず、指定管理料については、指定管理料総額は2億3,271万円、年度ごとの指定管理料は、記載のとおりであります。事業内容等についても、基本方針、主な事業については、記載のとおりであります。

5番の選定理由ですが、これまでの管理運営実績並びに事業計画の内容が、求められる水準に達していると評価されたためであります。

7番、審査項目及び配点、これについては記載のとおりであります。

8番の評価点、これについても記載のとおりですが、420点満点のところ302点、約72%を獲得しております。説明は以上です。

◆砂田典男委員長 御説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 よろしいですか。はい。

議案第159号鳥取世界おもちゃ館の指定管理者の指定について（説明）

◆砂田典男委員長 では、次に、議案第159号鳥取世界おもちゃ館の指定管理者の指定についてを御説明をお願いします。

○福山博俊文化交流課長 委員長。

◆砂田典男委員長 福山課長。

○福山博俊文化交流課長 はい。文化交流課、福山です。続きまして、資料の47ページを御覧ください。議案第159号鳥取世界おもちゃ館の指定管理者の指定についてであります。まず、本施設については、鳥取市公の施設に係る指定管理者の指定等に関する事務取扱要綱、これに基づきまして、特に専門的な事業を行い、事業に係るノウハウや人材のネットワークが相当程度

蓄積されている施設に該当するというものでありまして、公募によらないで、指定管理者、指定管理者候補者の選考を行ったものであります。

2番の指定管理期間については、令和6年度～令和10年度までの5年間、3番の指定管理者候補者として選定された団体は、公益財団法人鳥取童謡・おもちゃ館であります。

4番、選定された団体の提案内容については、指定管理料総額は3億5,963万5,000円になります。年度ごとの指定管理料は、記載のとおりであります。事業内容等、施設の管理運営に対する基本方針、主な事業についても、記載のとおりであります。

5番の選定理由については、これまでの管理運営実績並びに事業計画の内容が、求められる水準に達していると評価されたためであります。

7番の審査項目及び配点についても、審査項目及び配点は、市民会館と同様、記載のとおりであります。

8番、評価点です。記載のとおりであります。420点満点のところ316点、約75%を獲得しております。以上です。

◆砂田典男委員長 御説明をいただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議案第160号城下町とっとり交流館の指定管理者の指定について（説明）

◆砂田典男委員長 それでは、次に、議案第160号城下町とっとり交流館の指定管理者の指定についてを御説明をお願いします。

○福山博俊文化交流課長 委員長。

◆砂田典男委員長 福山課長。

○福山博俊文化交流課長 はい。文化交流課、福山です。資料100ページになります。議案第160号城下町とっとり交流館高砂屋の指定管理者の指定についてであります。城下町とっとり交流館の指定に当たって、公募した結果、1者のみの応募があったものであります。

2番の指定管理期間については、先ほどと一緒に、令和6年度～令和10年度までの5年間、3番の選定された団体については、公益財団法人鳥取市文化財団であります。

4番の選定された団体の提案内容であります。指定管理料総額は5,095万円、年度ごとの指定管理料は、記載のとおりであります。事業内容等については、施設の管理運営に対する基本方針、主な事業について記載のとおりであります。

5番の選定理由については、これまでの管理運営実績並びに事業計画の内容が、求められる水準に達していると評価されたためであります。

7番の審査項目及び配点についても、他の施設と同様であります。

最後、8番の評価点であります。記載のとおりであります。420点満点のところ300点、約71%を獲得しております。説明は以上です。

◆砂田典男委員長 御説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

旧本庁舎跡地及び第二庁舎跡地の活用について（説明・質疑）

◆砂田典男委員長 それでは、報告に入ります。まず、旧本庁舎跡地及び第二庁舎跡地の活用について、執行部の説明をお願いいたします。

○上田貴洋政策企画課長 委員長。

◆砂田典男委員長 上田課長。

○上田貴洋政策企画課長 はい。政策企画課、上田です。附議案等説明資料、151ページを御覧ください。旧本庁舎跡地及び第二庁舎跡地の活用についてでございます。本日は、取組状況につきまして、それぞれ説明させていただきます。

まず、1番の旧本庁舎跡地活用の取組状況を御覧いただきたいと思います。経緯につきましては、令和3年度に示しました一定の方向性に沿いまして、令和4年度は、サウンディング型市場調査やゾーニングに関する市民意見募集の結果などを踏まえまして、緑地広場やイベント広場、駐車場等を整備する基本計画等取りまとめました。令和5年度は、基本計画等に沿いまして、測量や設計作業を進めているところでございます。

（2）の緑地広場等の概要を御覧ください。現段階における施設の概要につきましては、以下の記載のとおりでございます。広場等の主な設備や配置につきまして、次のページでございますが、概要図で説明させていただきますので、152ページの概要図を御覧ください。タブレットで御覧の場合は、少しちょっと拡大していただく必要があるかもしれませんが、よろしくをお願いいたします。

こちらの152の図、現段階の緑地広場等の概要図です。2月のゾーニング設備についての市民意見募集の際のレイアウト、こちらをベースにしまして、芝生の緑地広場、上でございます。それから、左下のイベント広場、右下の駐車場を配置しまして、それぞれ、あずまややベンチ、樹木などの設備を配置しております。位置関係としましては、図の緑地広場の上のほう、上は日赤側になります。左側は国道53号、若桜街道になります。右側が市民会館、そしてイベント広場、駐車場の下のほう、こちらが県道の大工町通りという配置となっております。

まず、この図の左側を御覧いただきたいと思います。青色の破線がございます。この破線から国道側は、都市計画道路の拡幅範囲となっております。上の緑色のエリア、既存の樹木や、望と書いてある像などもございますが、こちらは、基本的には存置しまして、少し下になりますが、旧本庁舎入り口付近のタイル貼りがまだ残っておりますけれども、タイルですとか看板、こちらは撤去しまして、同じような芝を貼るといったようなことにしております。その下のほうに駐輪場がございますけれども、こちらは撤去しまして、舗装できれいに復旧するというようなことを計画しております。

次に、緑地広場の左上に、鳥取市庁の石というところがございまして、この鳥取市庁の石から右側に、上の列を流しながら説明させていただきます。まず、鳥取市庁の石、大きな石でございまして、こちらは、ここに残しまして、ここに旧庁舎があったというようなことを看板で紹介させていただいたらというふうに考えております。右に目をやっただきまして、日陰棚がありまして、さらに右側に、9月に式典がございましたけども、鳥取地震の記念碑が、今設置されてると。その後ろ、日赤側の辺りに、鳥取市をこれまで襲いました地震・水害・大火、こちらを紹介する看板を設置しまして、この辺りを、防災教育のゾーンというふうなふうに活用していったらどうかというふうに考えております。この地震・水害・大火を、ここで紹介させていただいて、実際にここを拠点に、まち歩きで、桜土手ですとか、五臓圓、災害の遺構を巡るような拠点にしていきたいなというふうに考えております。その右側が、あずまや、日陰棚がありまして、さらに右側に、旧庁舎の前庭にありました佐治石、すごく大きいのもございまして、そのうちの一部をここに配置させていただいて、残りにつきましては、アストロパークが佐治石を展示しておりますので、そちらに移設して、引き続き展示するというような計画で考えております。

次に、この緑地広場の左下に、広場案内というところ、マークがございまして、この案内から右側に流しながら御覧いただきたいんですけども、広場の紹介看板を設置しまして、それからベンチ、右側にあずまやや水飲み場がありまして、そのすぐ横に、薬研堀がこの地下に埋蔵されておりますので、この薬研堀、史跡として、文化財として御紹介してはどうかというふうな看板を考えております。それから、その右側に、トイレ、倉庫がございまして、マンホールトイレとベンチというふうな設備を考えております。

それから、すぐその下ですね、中央に道路が市民会館に向けて国道から入っております。この道路は、市民会館への資材の搬入車両、その進入路として使用していくというものでございます。平常時は、左側に車止めと書いてありますけども、車止めで通行止めにして、その区間は、歩行者優先となるというものでございます。また、この図では、車椅子駐車場が中央付近に今配置しておりますけども、下の駐車場エリアへの配置も含めまして、設計作業の中で、この辺りのレイアウト、もう少し調整中のものとなっておりますので、御了承いただければと思います。

それから、下のイベント広場でございまして、イベント広場の左側、真ん中辺りにベンチがございまして、右側駐車場にかけて説明させていただきます。先ほどのベンチがございまして、少し上に、あずまや、日陰棚、それから、災害時に使えるかまどベンチ、イベントの際の鍋を洗ったり、手を洗える水栓、照明等ありまして、駐車場、右側に行きまして、駐車場のゲートということでございます。このイベント広場と駐車場の間に、黒の破線がありますけども、こちらは、可動式の車止めを設置しまして、平常時は駐車場、今現段階で44台と書いてありますが、こちらで回していくんですけども、市民会館で大きなイベントがある際には、イベント広場も駐車場として開放しまして、駐車台数を増やせるように運用していくという構想でございまして。

それから、改めてになりますが、この図の設備、配置や駐車台数、現時点のものということ

で、現在設計の作業を進めておりますので、若干変更になる場合がありますので、御了承いただければと思います。

151 ページにお戻りください。151 ページ、(2) の③駐車場の運用の考え方を御覧いただければと思います。運用方法でございますが、先ほどありました、平常時は、駐車区画 44 台、現時点の台数でございますが、こちらで運用しまして、市民会館での大規模イベント時には、全体で回すということでございます。利用者の想定としましては、緑地広場とイベント広場の利用者の方、それから、市民会館の利用者の方、そのほか一般利用の方を想定しております。また、この駐車場が、月ぎめ駐車場の代わりに利用されるなどの、本来目的ではない利用を防止させていただくということもございまして、それによりまして、本来の利用者の方の利便を確保するために、駐車料金につきましては、基本は有料とさせていただいて、市民会館の利用者の方が片原駐車場を利用される際に、3 時間まで現在無料となっておりますけれども、こちらを参考にしまして、広場の駐車場につきましても、3 時間までは一律無料、その後有料でございますが、そういった内容で、今調整を進めさせていただいております。駐車料金につきましては、市営の駐車場も参考に検討中ということでございます。

(3) の今後の予定でございますが、来年度、工事発注を行いまして、令和7年度の供用開始ということで考えております。また、現在、地下に遺構がございまして、これを避けながら施設の配置など、設計を慎重に進めているところでございますが、作業にかなり時間を要しているところでございます。令和6年度の当初予算での工事費の計上を目標にしておりますけれども、設計が現在遅れぎみでございまして、場合によっては、予算要求の遅れですとか、設計業務の繰越しも考えられるというところでございます。

いずれにしましても、現状はスケジュールに遅延が生じないように、全力で作業を進めておりますので、2月議会の委員会で、改めて状況報告をさせていただきたいというふうに考えております。

続きまして、153 ページを御覧ください。153 ページ、2 番の第二庁舎跡地活用の取組状況でございます。経緯でございますが、改めてでございますが、上から、2月に、緑地広場のゾーニングなどの市民意見を募集を行いました。指で書いておりますけれども、飲食・物販、様々な御意見を頂いたというところでございます。その下の3月に、総務企画委員会に、第二庁舎の活用、検討中の活用案として、駐輪場・管理棟などを報告させていただいて、その後、6月になりますが、再度、総務企画委員会に、飲食・物販サービスの実現可能性についても取り組んでみたいということで、報告させていただきまして、サウンディング型市場調査、民間事業者の方の御意見を募集してみたというところでございます。そして、9月に、総務企画委員会のほうに、第二庁舎の活用案としまして、飲食・物販サービスということと、民間事業者の活用案、提案を、公募により選定をさせていただきたいということで御報告させていただきまして、その下になりますが、10月～11月にかけて、民間事業者の方から提案を募集しまして、審査を行ってきたというところでございます。

(2) の公募の名称は、記載のとおりでございます。

(3) の公募の趣旨につきましては、ピンクで色づけしておりますけれども、旧本庁舎跡地の

緑地広場等の利便性を高めるとともに、中心市街地の活性化に寄与することを目的ということでしております。

154 ページを御覧いただきたいと思います。応募事業者としては1者でございまして、評価結果、記載のとおりでございます。選定結果としましては、1者、最優秀提案者ということで、セブン-イレブン・ジャパンということで選定をさせていただいたというところでございます。

(7) 番の提案内容につきましては、①の業種はコンビニエンスストアと、②の期間、20年の事業用定期借地権の設定を提案されております。借地料につきましては、342万円ということで、右側の市の提示した最低価格を上回っているというところでございます。3年ごとに改定をということで予定されております。④番の内容につきましては、記載のとおりとなっております。この提案の内容を基にしまして、これから市と、先方、セブン-イレブンさんとの間で、契約締結に向けた詰めの交渉を進めてまいりたいと考えております。

また、(8)の今後の予定としましては、現在の提案内容としましては、令和6年7月に、コンビニエンスストアの開店ということで予定されているというところでございます。

説明は以上でございます。

◆砂田典男委員長 御説明いただきました。

本件について、委員の皆様から、質疑、御意見等はございますか。上杉委員。

◆上杉栄一委員 はい。じゃあ何点か。まず、こちらのほうの152ページの地図で説明がありましたけれども、都市計画道路になっている、国道沿いの土地ですけれども、これを既存の樹木は残して芝生をとという格好なんだけれども、これ都市計画で、要するに、いずれにしても、撤去せないけん話であるけれども、国の方針が、まずどういう方針なのかということが1点。

それから、緑地広場、芝生広場にするんですけれども、今、設計とか、そういった業務やっただけでも、芝生については、鳥取市、鳥取県もそうなんだけれども、非常に思いの強い鳥取市でもあるわけですし、市内の小中学校なり、あるいは保育園等々については、公園もそうなんだけれども、鳥取方式に、ポット苗方式で芝生を、今、市内の学校なんかにも、かなりのその実例っていうか、そういった実績があるわけなんです。さっき、ここの土地を、緑地広場として市民に使ってもらおうというような、そういう意図であるならば、今後、そのここの芝生の工事っていうか、そういった状況の中で、庁内でいわゆる市民が参画をして、こういった芝生を作るんだというような、そういった考え方があったのかどうなのか。今後、それこそ業者に入札をして、ここの工事はするんだろうけれども、一般の芝生業者で、それで、そういう方向でいくのかどうなのか。私としては、やはり、こうした鳥取市の跡地について、いろんな思いがあって、ここに緑地広場という話になったわけで、そうすると、それであるならばこそ、やはり市民参画での芝生広場、それは、やはり鳥取市に合った方向だというふうに、私は思っておりますし、もう一点は、例えば、業者を頼むのであるならば、これは入札になるだろうけれども、SC鳥取、ガイナレ鳥取が今、芝生の会社をつくって、これも全国展開やっておりますわね。だから、特に、この芝生に関する事については、ただ単に、業者に入札をして、ここに芝生を張り巡らせて終わりだということでもいいのかどうなのかっていうのが、ちょっと私がかかわるところがあるんです。その辺りで、庁内で、そういう検討なり、そういった話があっ

たかどうなのか。方向として、いずれにしても、令和6年、来年度中には、この芝生は工事にかかるんだろうけれども、その辺の考え方を教えてやってください。

○上田貴洋政策企画課長 委員長。

◆砂田典男委員長 上田課長。

○上田貴洋政策企画課長 はい。政策企画課、上田です。御質問いただきました最初の1点目の、国道沿いの都市計画道路、国の方針、今どんな状況かというところでございますが、鳥取河川国道事務所のほうに、ちょっとこの状況を相談させていただいておりまして、現時点では、まだ、工事、施工の予定については、具体的にはまだないというような回答を頂いております。

それから、次の芝の方式、市民参画、そういった話合い、庁内で何かしているかどうかにつきましては、跡地のPT会議ですとか、内部の都市整備部との、ちょっと具体的な、どういう方式が一番望ましいのかなというような話合いをさせていただいております。

その中で、まず今回、芝を植える適切な時期というのが、大体4～6、7頃じゃないかなというような話をしております。その際に、芝を植えて、この鳥取方式、協働方式でございますが、ポット苗でございますので、少し、半年とか長い期間、土がちょっと見えた状態のままになると、そういったこともございまして、現在は、ロール芝での、芝の種類は、鳥取方式、協働方式でやっているものと同じ種類のティフトンを使ったらどうかかなという話をさせていただいてるんですけども、基本はロールで施工しまして、ただ、議員も言っていただいたように、協働でやってきているというようなところもございまして、何かその一部が、そういった協働参画で施工して、市民の思いも、この緑の広場に引き継いでいくことができないかと。ちょっとやり方については、その辺り、現在ちょっと検討中でございます。以上でございます。

◆砂田典男委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 その国道沿いの分については、国交省のほうで、まだ、今のところ予定はないとは言ってるんだけど、じゃあ仮に、ここを芝生なり、復旧をして、その後、何年かして、これを、それこそ道路拡幅しますからと言った場合に、そういった分の費用っていうのは、国交省見てくれるのかな。

○上田貴洋政策企画課長 委員長。

◆砂田典男委員長 上田課長。

○上田貴洋政策企画課長 はい。政策企画課、上田です。道路拡幅ということで、実際に施工命令が出た際には、市としては、移転補償費で見ていただけるものというふうに考えております。

◆砂田典男委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 それから、緑地広場の芝生の関係だけど、確かにおっしゃるように、ロール芝だったら、1日で、もう終わっちゃうわけだがな。さっと敷いて、さっと、それこそ敷き詰めて、ロールになっているものだから。でも、ただ、こだわるようだけでも、やはり、それで本当にいいのかなっていう気はせんでもない。やっぱり、鳥取発の、こういったポット苗方式で、これは住民参画で、学校なり、公園なり、あるいは、保育園もそうだったと思うんだけど、そういうことでやってきて、市の、それこそ、芝生は業者に頼んで、ロール芝でぱっと開けてしまおうかいというような話は、ここの本庁舎の跡地っていうのは、御承知のように、いろんな

経過があって、最終的には、ここに、防災機能を備えた芝生広場っていうかな、そういった状況があるんだから、ほかの状況とか、いきさつとは全く違うわけだね、となれば、やはり住民参画の中で、こういった緑地広場ができたというようなことが、それは費用のこともあるかもしれないけども、費用の面からすればね、人海戦術で、ボランティアでやってもらったほうが、私は安く上がると思ってます。ただ、さっきおっしゃるように、ポット苗だから、芝生が全面に行くまで、大体5月ぐらいに植えて、10月ぐらいになって、やっと一面に茂るような話になるんだけど、私はそれでいいと思ってるんですわ。それは、なぜかって、市民が毎日あそこを通るときに、ああ、大分できたなあ、ああ、大分張ったなあ、あつ、いい具合になったなあということが、これが、それこそ目で見て分かるわけ。だから、その辺りからすればね、これが半年延びても、やはり、市民参画でつくった、これがいわゆるその緑地広場だという認識は非常に強いと思うんですよ。これは全国にも発信できるしね。だから、その辺りのことは、何らかの形で考えていただければというふうに、これは私の意見として申し上げておきます。以上です。

◆平野真理子委員 いいですか。じゃあ、続けて参ります。

◆砂田典男委員長 平野委員。

◆平野真理子委員 はい。今の上杉委員の御意見、芝生のことに関してなんですが、先ほど、土が見える期間が多いとあってありましたけれども、土が見える期間があっても、いずれは全部芝生になっていきますし、市民参画っていう面では、皆さんの注目も、意識も持ってもらえますので、みんなで使えるっていう意識もできると思いますので、ぜひ、可能であれば、その辺りも検討していただきたいというふうに、私も考えます。意見です。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で。柳委員。

◆柳 大地委員 はい。ちょっと何点か教えてください。まず1点目で、概要図の中に電源が書いてなかったんですけど、電源は、この照明の下で考えていいんでしょうか。

○上田貴洋政策企画課長 はい。

◆砂田典男委員長 上田課長。

○上田貴洋政策企画課長 はい。政策企画課、上田です。はい。電源につきましては、イベントをいろんな使い方ができるように、イベント広場については、今見ていただいている右上の、ちょっと書いてませんが、照明の辺りと、左側のあずまやの辺り、それから、右側のベンチ側ですね、ちょっとこの辺りでの設置を、今調整中でございます。それから、トイレの建物も設置されますので、防水コンセントも、こちらにもつけて、緑地広場のほうでも、何かあった際に、電気が取れるようにというようなことを、今考えているところでございます。以上です。

◆砂田典男委員長 柳委員。

◆柳 大地委員 はい。あと、道路に関してなんですけど、今さら感もあるかもしれないですが、今、ずっと見ながら考えてたんですけど、この真ん中を通っている道路が、先ほど、大型車両用ということで、基本、車止めして車が通らないっていう、車が通らないほうがいいなどは思うんですけど。そう考えると、もう本当、大型車両専用っていうことで、基本的に、この道路が、ふだんはデッドスペースだと思うんですよね。と考えたときに、こっちの、もう一本の

入り口のほうの道路を広げて、大型車両を通れるようにして、ここの道路をなくすっていうことはできないんでしょうか。

○上田貴洋政策企画課長 委員長。

◆砂田典男委員長 上田課長。

○上田貴洋政策企画課長 はい。政策企画課、上田です。今の議員が指摘されましたデッドスペースということでございますが、ふだんは、もうイベント広場ですと、その緑地広場側ともう一体的なエリアということで、基本は、本当は車を入れないという前提で、この広場であるという整理でございます。ただ、市民会館がございますので、時折、大型貨物の搬入も必要になりますので、こういった仕様にさせていただいてるというところでございます。右下のこの進入路、こちらをもっと広げたらということもございますけれども、できる限り、駐車台数も確保したいということもございまして、今、こういう仕様で整理させていただいてるというところでございます。

◆砂田典男委員長 柳委員。

◆柳 大地委員 恐らく、この下側の道路を広げたら、結局、上のデッドスペースが全部丸々使える形になると思うんです、道路の場所。そしたら、むしろ駐車場はこの図面上だと多分サイズ的に増えるんじゃないかなっていうように見えるんですが、いかがでしょうか。

◆砂田典男委員長 上田課長。

○上田貴洋政策企画課長 はい。政策企画課、上田です。ありがとうございます。御意見頂いたような視点もございますけども、もともとの、この設計に入る段階で、地下に遺構もある関係もございますけども、ベースは、現在のレイアウトの配置がでございますので、そこをベースにして、工夫していく設計にしておりますので、真ん中の道路がなくなるということではなかったというところでございます。全部使ったら、駐車場が増えるかもということもございまして、実際は、そこまで増えないんじゃないかなという、設計業者との協議もございまして、そこまでは増えないというような、話し合いで、このような設計になっております。

◆砂田典男委員長 柳委員。

◆柳 大地委員 確かに、ちょっと指摘時期が遅いっていうのもあるので、まあちょっと。

ただ、何か本当にそうなのかなっていうところは、今思うんですけど、あと、そういう感覚でいうと、このスペースの使い方にすごく気になるところが何点かあって、佐治石をここに配置するっていうのも、いまいち意図が分からなくて。例えば、こっちの記念碑のほうにまとめてその周辺を囲むように佐治石を配置するとか、佐治石をここに配置する意図がちょっとよく分からないなっていうのと、市役所跡地の石碑も、市役所跡地の石碑を残すことは賛成なんですけど、ここに置くっていうことは、何でここなのかなっていう、記念碑をまとめて置いていくっていうのであれば、特別何かっていうわけではないですけど、石碑があると、やっぱり活用の仕方がすごく制限されるというか、まとめちゃったほうが、何かこうスペースを有効に使っていくっていう意味でも、あと、マンホールトイレも、下水の関係とかがあるのかもしれないですけど、基本的に、非常時に使うものだと思うので、このセンターにずっと置いておくっていうのが、防災公園とはいえ、非常時にしか使わないのに、この真ん中に配置するっていう

のがどうなのかなっていう辺りはいかがでしょうか。

◆砂田典男委員長 上田課長。

○上田貴洋政策企画課長 はい。政策企画課、上田です。幾つか御質問いただきまして、まず、佐治石のここに配置する意図でございますが、庁舎の石と同じような理由になるんですけども、我々も、例えば1か所にこうぐっと固めてしまったらどうかなということで、実際に、ちょっとイメージを描いてみたりして検討したんですけども、何かその、旧庁舎にあったものの残骸置場のような感じになって、非常に公園としてどうなのかなというような話をちょっと行いまして、やはり丁寧に、それぞれ空間を取って置かせていただくというほうがいいのではということで、実は、こういういきさつで、今のような少しこう間隔も取った上で、丁寧な配置にさせていただいてるところでございます。

それから、マンホールトイレをセンターに置く理由でございますが、これは、地下の遺構を避けて配置できる場所を絞っていった結果が、ここであるという整理でございます。以上です。

◆砂田典男委員長 柳委員。

◆柳 大地委員 この石碑のところのあずまやですけど、ここ、僕結構行ってるんですけど、割と日陰の時間帯も結構あるのかなって、すみません、詳しく計ってるわけじゃないんですけど。基本的に、隣の病院で、かなり陰ってるところで、であれば、何かこの鳥取市庁舎のこの何ですかね、あずまやって、この市庁舎のあれを入れ替えたほうが、別に何かまとめたから丁寧とか雑とかっていう、何かそういう概念がちょっと、ちょっとよく分からなくて、何か間隔取ってたら丁寧で、まとめたら雑って感じがちょっとよく分からなくて。ただ、何かやっぱり、こういう敷地って有効に使っていかないと、広いがゆえに、何かこう、ぼんぼんって置いちゃうと、すごく使い勝手が制限されるというか。例えば具体的に言ったら、この市役所跡地の石碑がここじゃなかったら、子供たちって、端から端まで走り回れると思うんですけど。この石があることによって、この周辺はすごく丁寧に扱わなきゃいけないエリアになってっていうので、公園の持ち味が少し制限されるっていう、何かそういう意味合いがあって、やっぱり丁寧に扱うものはまとめて置いて、伸び伸びと使えるときは伸び伸びとのほうが、何かこう使い勝手もいいのかなっていう、ちょっと僕感覚にもなっちゃうかもしれないんですけど、いかがでしょうか。

◆砂田典男委員長 上田課長。

○上田貴洋政策企画課長 はい。政策企画課、上田です。伸び伸びと使うというところは、同じ考え方で作業してきたのかなというふうに、我々、振り返って、今、感じたところでございます。図面だと狭く感じるところもあるんですけども、実際はかなり広いと、庁舎跡の今の土のところを御覧いただくとそうなんですけども、かなり広いということで、庁舎の石をここに配置させていただいたとしても、それほど、何か走り回るのに邪魔になるかということにまではならないのかなというふうに考えております。そういったことを、内部のPT会議ですとか、設計業者ともちょっといろいろ議論を経て、本日のこの配置というような形にさせていただいてるところでございます。

◆砂田典男委員長 柳委員。

◆柳 大地委員 最後になるんですけど、何かこう市民から問われたときに、本当に自信を持っていける配置なのかなっていうのが、すごく不安です。例えば、佐治石も、ちょっとここに、今、図面上、これ、ぽんぽんぽんって置いてあると、何でここに、これを残したのって言われたときに、本当に自信を持って、その担当してる課というか、市役所として答えられるか。マンホールトイレ、何でここなのとか、何でこの道路残したのって言われたときに、もちろん納期の関係とか、いろいろあると思うんですけど。ただ、やっぱり、これだけ期間使ってつくってきてる以上、やっぱり最後は自信持って答えられるような、佐治石は、ここにやっぱり残したくて残したんだっていうような、ここに置きたくて置いたんだっていう、その意図がきちんと説明できるような形でないのであれば、撤去も含めて考えるべきだし、どうしても残すのであれば、それなりに自信を持って言えるような、何かそういう最終配置にさせていただけたらなと思います。以上です。

◆砂田典男委員長 上田課長。

○上田貴洋政策企画課長 はい。御意見ありがとうございます。今、御意見頂きました、市民の方に向けて、しっかり説明できるように、PT会議等も引き続き実施しておりますので、そういったところでも、改めて、確認もしながら、しっかりとこの位置に置かせていただきたいという話を説明できるようにしてまいりたいと思います。以上です。

◆砂田典男委員長 長坂副委員長。

◆長坂則翁副委員長 時間の関係もありますから、単純な質問です。実はね、これ、見てみるのに、イベント広場は照明が3か所、それから、駐車場が2か所あるじゃないですか。それで、緑地広場のほうは、2か所しかないんですよ。災害時の避難場所にもなったり、復旧活動の拠点にもなる緑地広場なんだけども、照明設備が少ないってのは、何か意味があっってこういう配置にしておられるんですか。どうなんですか。

◆砂田典男委員長 上田課長。

○上田貴洋政策企画課長 はい。政策企画課、上田です。まず、照明設備につきましては、駐車場の照明という配置で、こちらを設置しております。

◆砂田典男委員長 長坂副委員長。

◆長坂則翁副委員長 いや、駐車場の照明ということの設置はいいんですよ。3か所と、イベント広場のほうは3か所、駐車場は2か所あるじゃないですか。緑地広場は、この概要図を見ると2か所しかないもので、災害時の避難地になったり、復旧活動の拠点にもなる緑地広場と言われるのであれば、何かもう少し、県庁側にも、例えばですよ、必要ではないかとか、全体のそういった災害時のときにも対応できるような夜間照明ができないのかなという感じが、何か2か所に、あえてこだわっておられるのは、何か意味があっってそうなんですかって、お聞きしたんですよ。

◆砂田典男委員長 上田課長。

○上田貴洋政策企画課長 はい。ありがとうございます。政策企画課、上田です。災害時、この緑地広場に、夜間とか避難してこられる方、そういったことも想定できます。この図面のあずまや、こちらに防犯灯といいますか、電気を配置するように考えております。それから、トイ

レ、先ほど外部電源等の話もございましたけども、何かそういった場合に、ランプといいますか、電源も取れるようにということで考えておまして、真っ暗闇になるという状況にはならないようなことは考えております。今、議員からも改めて御指摘いただきましたので、この設計の詰めの作業で、光の設置の仕方、日陰棚等に設置するんですけども、ちょっとそれも含めて、もう一度点検もしてみたいと思います。

◆長坂則翁副委員長 はい。検討してください。いいです。

◆砂田典男委員長 はい。そのほかの委員の皆様で。岡田委員。

◆岡田 実委員 すみません。時間が押してるところなんですけども、2点ほど御質問させていただきます。まず、ここの運用されたときの管理のイメージなんですけども、これは、どこか民間に委託して管理するものなのか、直営で管理するものなのかっていうところの質問です。その内容の理由なんですけども、例えば、先ほど説明あったように、駐車場なんかも、このイベント広場は、市民会館でイベントが行われたときなんかで、急遽イベント広場を駐車場にして、車止めをつけるといったときに、誰が、いつ、どんなふうにつけるのかなとか、あるいは、緑地広場で、様々な市民のイベントがあったときに、そこの緑地広場の使い勝手ですよ。そこに例えばテントを張っていいのか、誰の許可に基づいて、テントを張ったらいいのかとかですね、そういう現地の当日の朝の慌ただしさっていうのが、ちょっとこうイメージができてしまったものですから、そこの管理、特に休日ですね、休日によく使われるんですけども、そこがどんなイメージなのかっていうことを教えていただきたいことと、2つ目なんですけども、これ、平面上の話です。例えば、二輪車を止める場所は、先ほど説明はあったんですけども、ここで言うところのどこになるのかなと。もう一つ、セニアカーなどですね、足の不自由なお年寄りの方が来たときに、駐車できる場所があるのかなというところ、セニアカーの駐車のイメージって、あったら教えてほしいです。その理由といたしましては、あとは車椅子であったりとか、目の見えない方であったりとか、よくユニバーサルデザインとか言ったりして、これから高齢者が増えてくる中で、ここを憩いの場として使っていこうと思うときに、そういったものが直面してくると思うんです。その辺の見通しっていうものを、これから決めていくんだと思うんですけども、教えていただけたらと思います。以上です。

◆砂田典男委員長 上田課長。

○上田貴洋政策企画課長 はい。政策企画課、上田です。2点、御質問いただきまして、最初の管理のイメージでございますが、ここは、現在まだ、ちょっと検討中ということでございますが、想定される方法としては、指定管理なのか、市のほうで直営で管理するのかというような方法があるのかなというふうに考えております。いずれにしても、利用される方が、何か使い勝手が悪いなというようなことにならないようなことを、これから検討していきたいというふうに考えております。

それから、2点目の二輪車などの駐車場所でございますが、こちら、先般の9月のちょっと委員会でも少し御報告させていただいたんですけども、市民会館側の駐輪場がございまして、ここを少し整理をしまして、こちらを緑地広場の二輪車置場といいますか、そういったことで使っていこうというふうな構想でございます。以上です。

◆砂田典男委員長 はい。伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 すみません、第二庁舎跡地のところなんですけど、154ページの資料で、その事業用定期借地権設定って書いてあるんですけど、この事業用の定期借地権ってというのはどういったものなのか教えてください。

◆砂田典男委員長 上田課長。

○上田貴洋政策企画課長 はい。政策企画課、上田です。事業用と、もう一つ、一般用とございまして、一般用につきましては、住宅でも事業用でも、何でもできるんですけども、事業用につきましては、商売といいますか、事業に限定した定期借地ということでございます。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 それだけですかね。一般の、普通の定期借地との違いとかは、それだけが違いますか。

◆砂田典男委員長 上田課長。

○上田貴洋政策企画課長 はい。失礼します。政策企画課、上田です。今、事業用との違いとして、大きなところとしては、そこで理解しております。先方、セブン-イレブンさんですけども、業ということでございますので、住宅用、主に住宅用でございますが、そちらではない事業用定期借地でいきたいというようなことで、御希望いただいとるところでございます。

あと、少し私も調べて、整理中でございますが、この期間が事業用ということで、20年とか50年とかっていうロングではなくて、少し短いような運用も可能になるというようなことで伺っているところでございます。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 インターネットで調べると、この事業用の定期借地権ってというのは、さっき言われた、専ら事業用に使うってということと、あと、更新ができませんって書いてます。それから、契約期間、これで言ったら20年、契約期間の満了で、更地に戻されて返還される、それが事業用の定期借地権だっているふうに説明がありましたので、そういうことも踏まえて、分かった上でこうされてるのかと思ったら、どうもそうじゃなかったんで、ちょっとあんまりそれ以上聞いてもあかんとは思いますが、そういうことだということ、ちょっとまた今後、いろいろ聞かせていただきたいと思います。以上です。

◆砂田典男委員長 よろしいですか。そのほかの委員で、何かありますか。

（「はい、なし」と呼ぶ者あり）

ホール等文化施設のあり方に関する基本方針（案）について（説明・質疑）

◆砂田典男委員長 それでは、次に、ホール等文化施設の在り方に関する基本方針（案）について、御説明をお願いいたします。

○福山博俊文化交流課長 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 福山課長。

○福山博俊文化交流課長 はい。文化交流課、福山です。時間も押しておりますので、簡潔に行きたいと思っております。資料は155ページであります。ホール等文化施設の在り方に関する基本方

針（案）についてであります。

まずは、経過を少しお話ししますと、まず、本年5月、有識者や公募委員さんをメンバーとするホール等文化施設のあり方に関する検討委員会、ここからの提言書を踏まえまして、その後、庁内会議における検討を経て、ホール等文化施設の在り方に関する基本方針（素案）、これを作成し、6月1日～20日まで、基本方針（素案）に対する、市民政策コメントを実施したところです。

このコメントの中で、49件の意見が寄せられたということで、これについては、9月議会で報告をさせていただいたところです。その後の関係課で構成する庁内検討会議での検討を踏まえまして、このたび、基本方針（素案）の記載内容を変更し、案として提示をさせていただいたものであります。

改めて、市民会館は開館から56年、文化センターは41年、それから文化ホールが43年、そして、福祉文化会館は50年ということで、いずれも、かなり年数を経過しておりまして、耐震性や老朽化などの課題を抱えているところです。基本的な方向性としては、これら既存施設を段階的に廃止するとともに、新たな施設を整備するというものです。将来を見据えて、施設の数減らしていきますが、そもそもの本市の文化芸術振興のために、よりよい環境を、特に次世代に向けて提供していきたいという考え方です。

変更内容としては、このたびの、素案10ページの記載で、中心拠点におけるホール等文化施設の方向性として掲げていた、3項目ありました。このうちの1項目を削除しまして、代わりに3項目を加えるものです。

その3つですが、そこに記載をしております、①番～⑤番までありますが、その中の②番、これについては、整備候補地に関する記載ですが、新たな施設を整備候補地については、利用者の利便性、にぎわいの創出、文化芸術の振興などの観点から検討を行うというもの。それから、④番、市民会館及び文化センター・ホールについては、建物設備の現状・課題や新たな施設整備に向けた見直しなどを踏まえ、利用を停止する時期や建物・土地の利活用に関する検討を行うとしております。そして、最後⑤です。福祉文化会館については、建物設備の現状・課題を踏まえ、関係団体などと協議しながら、利用の停止や建物・土地の利活用に関する検討を行うとしております。この3つを新たに加えたということになります。

この記載内容を変更する上で、いろいろ考慮した点がありますが、それについては、そこにそれぞれ記載をしておりますので、また、お読み取りいただければと思います。

そして、156ページですが、3番で、今後の進め方についてです。これについては、先般、加嶋議員さんの一般質問の中で、少し答弁をさせていただいておりますが、改めて、今後の進め方として、今回の議会、あるいは、現在進められております駅周辺り・デザイン会議、こういったところなどでの議論や意見も踏まえた上で、来年2月を目途に、本基本方針を確定したいというふうに考えております。その上で、新年度予算案に、新たな施設に導入する機能や規模など、具体的な検討に要する経費を計上していきたいというふうに考えているところです。説明は以上です。

◆砂田典男委員長 御説明いただきました。

本件について、委員の皆様から、質疑、御意見等はございますか。

◆上杉栄一委員 委員長。

◆砂田典男委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 この基本方針については、大体理解しました、しましたっていうか、ずっと順次報告があったわけですから。だから、私や、市民が一番関心があるのは、この基本方針を受けて、今度は基本構想であったり、基本計画の段階に入るんだけど、これが、いつ頃になるかというようなことなんです。だから、基本方針が示されて、これの前提の下に、これから基本計画、基本構想という形に多分なるだろうって。ですから、構想という段階になれば、10年ですわね、1つのスパンとしては。計画が5年ということになると、じゃあ基本構想が、例えば令和6年、7年、8年ぐらいに基本構想ができてだ、それが、令和7年だけえ17年、10年向きの基本構想とすると、基本計画は、その次の5年間辺りに、大体そういう形で基本計画、あるいは、今度は実施計画に行くんだけど、その辺りの、いわゆるタイムスケジュールっていうかな、その辺が一番市民、あるいは文化団体とか、そういった人にとっては、非常に気になる場所なんです。その辺が、これからはっきりしてもらわないけんですけれども、考え方として、その辺りの、今後のタイムスケジュールの考え方を教えてやってください。

○福山博俊文化交流課長 委員長。

◆砂田典男委員長 福山課長。

○福山博俊文化交流課長 はい。文化交流課、福山です。お答えします。先ほど上杉議員さんからあったことに関してですが、まず、先ほど少し言いました、来年度以降の具体的な検討に要する経費を計上していきたいというのは、少し具体的に言いますと、今、上杉議員さんからあったように、基本構想なり、基本計画なるものを策定するための検討委員会なり、あるいは、専門のコンサルタントに委託する経費等を考えているところです。その上で、担当課長としては、あくまで担当課長としてのイメージですが、今、上杉議員からあったように、大体10年ぐらいはかかるだろうと、その新たな施設が稼働するまでにはですね、順調にいつでもです。

というのも、逆にその10年ぐらいついていう、1つの要素として、実は今、市民会館が、先ほど言いましたように、56年経過しております。そもそも市民会館のそのコンクリートなりの耐震、耐久性なりを見ますと、大体65年ぐらいが設定されているようです。ですから、あと10年ぐらいついて。もう当然、先ほど言いましたように、設備等は今既に限界に来ておりますが、建物躯体としても、大体10年ぐらいついてということでもありますので、できれば、先ほどの基本方針に沿って、新たな施設の稼働に合わせて、既存施設は利用停止していくということであれば、この10年を1つの目安として進めていく必要があるだろうという中で、やはり先ほど言った、来年度以降、基本構想なり、基本計画なりつくる上では、最終的にはどこに整備するのかということも、これから詰めていくということになります。これについては、基本的には、中心市街地エリア内のいずれかのところということで、先ほど見ていただいた建設工事に関する考えるべき要素ということで、例えば、公共交通であるとか、駐車場の件であるとか、そういったところも加味して、その辺りを絞り込んでいく必要があるのかなと。その上で、やはり、その具体的な機能、規模なりを検討する上でも、やはり、どこに、どの程度の敷地が想定される

のかということもありますので、そういったところも今後詰めていく中で、先ほど言いましたように、大体10年スパンの中で、何とか実現できればなというふうに、今のところは考えているところです。以上です。

◆砂田典男委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 福山課長が今、個人的な見解ということだけど、まさに、そのことだと思いません、私たちや市民が知りたいのはね。要するに、基本構想、いわゆる基本方針はできたと。方針ができて、じゃあ、それこそ基本構想がいつできるのか。基本構想の中で、さっき10年スパンで、新たな建物ができるのは10年後ぐらいに見据えた形で、その既存の施設の老朽化等々も踏まえ、新たな土地に建設するという場所であるならば、例えば駅周辺であったりっていうようなものが、はっきりとじゃなくても、ある程度、そのおぼろげながらも見えるような形に持っていけば、皆さんが、これはそういうことで進んでるんだなということが、具体にも見えるんだね、その辺り、具体的に理解したりとも思うんだけど、来年度から、そういう基本方針に向けて、次の計画、構想に向けるような話し合いってことになる、その都度、都度、我々にも教えてほしいし、それから、やはり構想の策定段階でも、ある程度そういった情報提供は、市民にもしていただきたいというふうに思います。以上です。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で。柳委員。

◆柳 大地委員 今10年間ぐらいっていうのを受けてなんですけど、あくまで、その現段階ってとこなんですけど、前回の9月議会のときもお伝えしたように、秋田市が市と県、共同で建て、実際この10月に見に行ってきたんですけど、大ホール1つと中ホール、あと小ホール2つと、あと、いろんな教室がもう一体になった施設で、実際、お金のほうも、まず、国と半分、残りの半部分を県と市で半分ずつというようになると、実際4分の1で建設費っていうのと、あと、その後の維持費考えていっても、県と市で折半というところで、10年後って見据えると、今度はとりぎん文化会館が今年で30年目ぐらいで、あと40年って、同じ問題に直面すると思うんですね。それこそ、また駐車場がどう、幅取れるのかとかっていうのが出てきたり、あと、結局、駅前に造るべきホールって、恐らく中ホールじゃなくて、県外からも来るような大ホールを、大体がそういう中心地に、特にアクセスがいいところに設置されるってところを考えると、何か本当にこれは今、市だけで単独で考えていいものなのかなっていう、僕はすごく疑問があつて。ちょっと今、もう既に県とそういう話があつて、なくなってるのか、分からないんですけど、やっぱりそれは、一市民の感覚としては、県立とか市立っていうのは、正直どうでもよくて、行政的な感覚だと、やっぱり県立で持たなきゃいけない、市で持たなきゃいけないっていうところあると思うんですけど。それよりも、やっぱり市民が、今、一番気にしてるのって、そういう建物とか、いわゆる箱物に使われるお金で、これだけ今、資材も高騰してますし、何か本当に、これを今市単独で、この10年、今の今を考えて、市だけで動いていいのかなっていうのはすごく疑問で、やっぱりこれから50年、100年ぐらい見据えて、トータルでお金がこううまく回って行って、結局市も県もお金がない状態だと思うので、何か今までに、県とそういうのを交渉があつたのか、それとも、今後何か県とそういうお話をする可能性はあるのかということをお教えください。

○福山博俊文化交流課長 委員長。

◆砂田典男委員長 福山課長。

○福山博俊文化交流課長 はい。今の柳委員さんの質問にお答えします。まず、梨花ホールの件が出ましたが、梨花ホールについては、ここ、二、三年のうちに、耐震改修なりっていうのもやっておられまして、引き続き、まだ今30年、新しいようで30年たってますが、まだまだこれから継続して使っていかれるというスタンスだと思っております。

その上で、今ありました県のほうの動きとしては、実は、鳥取市が、こういう文化施設の在り方を検討しているという情報は、当然、外にも発信しておりますので、その中で、この公共施設の維持管理の問題という部分で、県としても、やはり同じ悩みを抱えていると。例えば、具体的に言うと、そのふれあい会館は、既に40年経過しているということで、実は、県のほうも、まだ具体的な話にはなっておりませんが、もし一緒にやれることがあれば、一緒に検討していきたいという打診を受けております。

また、例えば、さらに言うと、先般からずっとありますこの美術館問題についても、県議会の答弁なりでも、知事答弁なりでも、市がそういった動きをする場合は、県としても支援をしていきたいという表明もされておりますので、当然、柳委員言われるように、県と一緒にできることはやっていくという中で、経費を抑えるとかですね、そういったこともできるかなというふうに思っているところです。

いずれにしても、また、話が来年度以降、具体的にになっていけばいくほど、じゃあ、どういう連携ができるのかということが出てくると思いますので、その辺りは、また今後、情報提供をさせていただきたいと思っております。

なお、先ほど1つありましたが、例えば、駅の近くにホールができるメリットとして1つは、文化芸術以外にも、コンベンション誘致ですね、県外から来る、全国大会とか全国会議、私も以前、観光のときにコンベンション誘致担当やってましたので。やはり、誘致する上で有利な条件としては、駅に近いところに会場がある、そこが宿泊と、それから飲食、ここが狭いエリアで収まっているっていうことは、非常に誘致する上で有利な条件になるということで、そういったことも含めて、この施設ができるメリットというのは、当然考えていかなきゃいけないのかなというふうに思っております。いずれにしても、今後随時、情報提供させていただきます。以上です。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で、何かございますか。伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 すみません。このね、②のところ、加わったところですね、赤字で。その利用者の利便性っていうことがあって、さっきも、公共交通の点からいくと、本当に駅に近いほうがっていうのが、それは私も分かるんですよ、駅に近いほうが便利だと。ただ、それは、乗り物がちゃんと来る場合、そこに着く列車がある場合の話であって、ただ駅があるから便利っていうのは、なかなか地方ではそうやってきてないんですよ。朝から晩まで缶詰め状態の何かの学会とかなら、大丈夫なんでしょうけど、コンサートだとか、何かこう時間がね、2時間ぐらいなので、朝始まって、午前中だったり、午後の何時からだったりっていうところに、本当にタイムリーに、じゃあ公共交通があるかっていうと、本当になかなかそうやってきてない。

しかも、ここに東部圏域だけじゃなくって、何か島根だとか、中部・西部だとか、兵庫県北部だとかって書いてあるけれども、本当にじゃあその人たちが、鳥取駅に来るのに、本当に便利かっていうと、JRの実態はもうそんなことになってないと思いますので、私はこれ、実感として思ってることなので、やっぱり、ちょっとあまり駅が近いからといって、公共交通に便利だっていうのは、これ幻想だと思いますので、ちょっと書き方だとか考え方っていうのは、よくよく考えたほうがええっていうか、ちょっと先入観はないほうがいいと思います。以上です。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で、何かございますか。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 はい。

それでは、これで企画推進部を終わります。ありがとうございます。執行部の皆様は御退出ください。総務企画委員会は、これで一時休憩に入りたいと思います。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 再開は13時50分といたします。よろしくお願ひいたします。

午後0時46分 休憩

午後1時48分 再開

【市民生活部】

◆砂田典男委員長 皆さん、こんにちは。

（ ） こんにちは。

◆砂田典男委員長 それでは、午前に引き続きまして、市民生活部に入りたいと思います。

まず初めに、竹間市民生活部長に、御挨拶をお願いいたします。

○竹間恭子市民生活部長 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 竹間部長。

○竹間恭子市民生活部長 はい。市民生活部の竹間です。よろしくお願ひします。今議会に提出させていただいております、市民生活部に係る議案は、予算案件が2件、条例案件が2件、過疎計画の変更1件の計5件です。

まず、議案第139号令和5年度鳥取市一般会計補正予算ですが、市民生活部の所管に属する部分として、総額2,934万2,000円の増額補正と、債務負担行為といたしまして、鳥取市コールセンター設置・運營業務委託事業費、そして、議案第146号令和5年度鳥取市電気事業費特別会計補正予算で1,000円の増額補正を提案させていただいております。

次に、条例案件で、議案第149号鳥取市立地区公民館の設置及び管理に関する条例の制定について、議案第152号鳥取市旅館業法施行条例の一部改正についての2件、そして、議案第157号鳥取市過疎地域持続的発展計画の変更についてを提案させていただいております。

また、報告事項といたしまして、報告第20号専決処分事項の報告についての外4件の計5件を報告させていただきます。

それぞれ詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。御審議のほど、よろ

しくお願いいたします。

議案第139号令和5年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明）

◆砂田典男委員長 それでは、議案の説明に入ります。議案第139号令和5年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の御説明をお願いいたします。

○大島義典次長兼市民総合相談課長 委員長。

◆砂田典男委員長 大島次長。

○大島義典次長兼市民総合相談課長 市民総合相談課の大島でございます。令和5年度一般会計12月補正予算の所管部分につきまして御説明いたします。お配りしております資料1、令和5年12月定例市議会総務企画委員会補正予算説明資料及び12月補正予算（案）その②の事業別概要のほうで御説明いたします。なお、資料の歳入の御説明につきましては、歳出の説明の際にさせていただきたいと思っております。また、歳出におきまして、少額の人件費のみの補正の場合は、説明のほうを省略させていただきたいと思っております。

それでは、資料1の4ページを御覧ください。総務費の総務管理費、一般管理費の18消費生活対策費です。事業別概要のほうは21ページ下段です。補正額は48万3,000円の増額でございます。補正内容は、消費生活相談員3名分の人件費の決算見込みによる増が48万3,000円と、特殊詐欺被害防止の取組として、高齢者の世帯を対象とした、通話録音機能付電話機の購入助成を、1件当たり1万円を限度として行っているところですが、現在22件の申請がありまして、予算額にほぼ達している状況のため、消耗品費10万円を減額して、補助金を10万円増額するものでございます。

続きまして、22市民サービス費です。事業別概要は22ページの上段です。令和元年9月より開設しております、鳥取市コールセンターの運営業務委託が、令和6年8月31日に終了することに伴い、次期受託事業者を選定するための経費を計上しておりまして、補正額は2万4,000円の増でございます。業務委託の終了に伴いまして、公募型プロポーザルで事業者選定を行うに当たりまして、接遇の分野と財務経営の分野について、民間の視点を取り入れることにし、2名の外部委員にプロポーザル選考委員会に入っていただくことを考えております。外部委員2名で、選考委員会2回分の報酬等を計上したものでございます。以上です。

○下田俊介佐治町総合支所長 委員長。

◆砂田典男委員長 下田支所長。

○下田俊介佐治町総合支所長 はい、佐治町総合支所、下田でございます。続きまして、資料は4ページ、引き続きでございます。予算書は34、35ページ、事業別概要は、飛んでいただきまして69ページとなります。総務費の総務管理費、財産管理費のうちの（佐治町総合支所管理費）でございます。補正予算額76万3,000円、修繕3件のお願いをするものでございます。いずれも、8月の台風7号による被災の関係のものでございまして、9月議会で一部補正をお願いしたものでございますけれども、それによつての修繕作業をしている中で、必要が生じてきたものでございます。そのうち2件は、プラザ佐治の関係がございまして、浸水被害の修繕の中で、楽屋のカーペットをめくりましたところ、床材の修繕も必要ということが判明しましたので、

この修繕に19万円余り。エアコンにつきまして、同じく楽屋のエアコンでございますけれども、こちらが基盤の交換が必要だということが判明しましたので、その修繕に必要な額が5万4,670円。あと3つ目、修繕箇所3つあるんですが、3つ目は、旧佐治村の学校給食センターの敷地に関してでございます。

学校給食センターは、佐治川沿いにある施設でございますけれども、佐治川の護岸が崩落してしましまして、敷地内の土砂の流出ということが起こっております。このことは、被災直後から認識はしておったんですけれども、復旧に当たりまして、鳥取県さんが、佐治川の護岸を復旧を完成させていただいた後でなければ、敷地の復旧の詳細ですとか、復旧に費用が幾らかかるかという算出ができないということがありましたので、取りあえず、今のところは現状のままとしておったところですが、崩落が進んだことによりまして、下水管が露出してしまいました。上水管も下水管も露出してしまったんですが、露出した下水管が外れたり破損したりということが起こったために、施設の使用が困難となってしまいましたので、応急的な復旧をさせていただくことが必要となってまいりました。施設は、地域の団体に貸付けをしておりますので、すぐに応急復旧が必要となったものでございます。金額としましては51万7,000円、合計補正予算額76万3,000円のお願いをするものでございます。

なお、いずれの施設も急を要するものでございましたので、財産管理費の中の既定予算から、取りあえず、応急で執行させていただいております。以上です。

○中原 登気高町総合支所長 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 中原支所長。

○中原 登気高町総合支所長 はい。気高町総合支所、中原です。それでは、同じページの一冊下の欄なんですけど、（気高町総合支所管理費）ということで御説明させていただきます。事業別概要は、69ページの下段でございます。補正額は142万6,000円ということで、財源は一般財源でございます。補正の内容なんですけど、右の欄に書いておりますが、光熱費の決算見込みによる増ということでございます。これにつきましては、気高町総合支所の2階の1つの部屋なんですけど、そこにCATVのサブセンターを新設したことによりまして、電気使用量が増えたということで、光熱費の増額補正を計上するものでございます。この新設したサブセンターですが、CATVの画質をフルハイビジョン映像から4K映像に対応するというこのために、設備機器を増設したということでございます。以上です。

○山名常裕地域振興課長 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 山名課長。

○山名常裕地域振興課長 はい。地域振興課、山名です。資料5ページをお開きください。予算書35ページ、事業別概要20ページ上段の企画費、総合企画費の（人材誘致・定住促進対策事業費）でございます。補正額は645万8,000円です。主な補正内容は、鳥取市ふるさと移住支援金の増額でございます。鳥取市ふるさと移住支援金は、東京圏からの移住者を対象とし、鳥取県が移住支援金の対象としている中小企業に従事する方や、本市を拠点としてテレワークを行うといった方に対して、単身者に60万、世帯で100万、世帯内の18歳未満の者1人につき100万円を交付するものでございます。このたびの補正では、当初の見込みよりも移住支援金の

対象者が増加したため、660万円の増額、これと併せまして、移住定住専任相談員の人件費の決算見込みによる14万2,000円の減額、差引き645万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。財源内訳としまして、国・県支出金の鳥取県移住就業等支援事業補助金が495万円、一般財源が150万8,000円となっております。以上でございます。

◆砂田典男委員長 山根局長。

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長 環境局長の山根でございます。続きまして、6ページを御覧ください。中ほどでございますけれども、衛生費、保健衛生費、環境衛生費の職員費、2,381万円の減額補正。そして、その並びに、その2つ下になりますけれども、その下の産業廃棄物対策費の下段の職員費、また、それが2,717万8,000円の増額補正。また、一番下ですけれども、清掃費、清掃総務費の職員費942万8,000円の減額でございます。これらは、この今年度4月1日から、環境局内の組織改変に伴いまして、各課の各係が替わったりした関係で、その職員費の増減が行われたものでございます。以上でございます。

○岡本幸子鹿野町総合支所長 委員長。

◆砂田典男委員長 岡本支所長。

○岡本幸子鹿野町総合支所長 鹿野町総合支所、岡本でございます。補正予算説明資料7ページの最上段、商工費、商工費、観光費、各種団体補助金負担金、鹿野桜まつりの（観光イベント開催補助金）、90万円でございます。補正予算書は65ページ、事業別概要は70ページです。説明資料めくっていただきまして、8ページに概要をつけさせていただいておりますので、御覧いただけたらと思います。

本補助金は、従来隔年で行ってまいりました花火大会に係る補助金、これを取りやめまして、見直し、本事業に組替えを行ったものでございます。平成18年度から、隔年で市から補助金を受けて、鹿野桜まつり実行委員会が、4月の桜の開花に合わせて花火大会を行ってまいりました。さらに、平成23年度から、夜桜ライトアップを開始しましたところ、鹿野城跡の桜は、さらに知名度が上がってまいりまして、近年観光客が増加して、桜の時期には、鹿野の住宅街で交通渋滞が発生している状況でございます。また、公園のぼんぼりですとか、灯具、電気配線などが老朽化して危険な状況にもなっていることに加えまして、物価の高騰や、地元からの広告料、協賛金の減少により、桜まつりのこれまでどおりの実施が困難な状況になってきております。このような状況につきまして、桜まつり実行委員会と話し合いを行いました結果、城跡公園の景観を守り、住民や来訪者の安全を確保するためにも、花火大会を取りやめ、老朽化した設備の更新や渋滞緩和の交通誘導に係る経費に組替えをしようとするものです。

資料の下段で、ちょっと組替えイメージを記載しておりますが、ちょっと分かりにくいようで、また説明させていただきたいんですけど、花火は、基本的に偶数年に打ち上げてきておりました。前回は、令和4年度4月初めに実施する予定で、令和3年12月議会で、債務負担行為を出させていただいております。ただ、このときには、新型コロナにより、実施はできませんでした。これを、一番下の表の右側のように組替えを考えておりまして、桜まつりは年度をまたぎますので、今回補正をお願いするのは、令和5年度の3月末、令和6年3月までに行う事業に対する補助金になっております。そして、令和6年の4月と7年の3月、令和6年度の

事業を6年度の補助金で、そして、令和7年の4月と8年の3月、この事業を令和7年度の補助金でと、3年間の事業として計画をさせていただいているところでございます。ですので、90万円掛ける3年ということで、花火を上げたときとほぼ同額の補助金で組替えさせていただきたいと考えているものでございます。以上です。

○北村貴子協働推進課長 委員長。

◆砂田典男委員長 北村課長。

○北村貴子協働推進課長 はい。協働推進課、北村でございます。同じく、7ページ、2段目を御覧ください。教育費、社会教育費、公民館費、地区公民館コミュニティ推進費、補正額2,658万1,000円について御説明いたします。これは、地区公民館職員240名分の人件費となっております。今回の12月議会で、一般行政職給料表の引上げ改定条例を上程しておりますけれども、会計年度任用職員の報酬月額、一般行政職給料表等に連動して決定されるため、会計年度任用職員の報酬月額の改定に伴いまして、公民館職員の人件費の増額補正を行うものでございます。主な内容は、給与改定分といたしまして、報酬が1,852万9,000円、期末手当が530万7,000円の増額となります。そして、時間外勤務手当は、これまでの実績を踏まえまして、432万2,000円の増額を見込んでおります。また、社会保険料などの共済費は175万円の減額としています。これは、欠員を生じた期間分や、報酬月額の高い職員の退職など、人事異動による減額となっております。財源は一般財源でございます。

続きまして、1つ飛ばしまして、次の段でございます。地区公民館運営費です。事業別概要書は、20ページ下段でございます。地区公民館運営費、補正額30万8,000円について御説明いたします。後ほど、報告第20号専決処分事項の報告の際に、詳しく御説明いたしますが、これは、浜坂地区公民館が、令和2年7月1日に発行いたしました公民館だよりに、著作権を有するイラスト1点を、制作者の許諾を得ずに使用したことで、著作権の侵害に係る損害賠償請求をされました。令和5年10月5日に、賠償額、和解内容の専決処分を行いまして、賠償額を支払ったものでございます。既決予算内で流用を行いましたので、今回増額補正を行い、流用元の予算科目に戻すものでございます。財源は一般財源です。

続きまして、最後の段でございます。地区公民館施設管理費、事業別概要書21ページ上段でございます。地区公民館改修等事業費、補正額165万4,000円について御説明します。これは、今年度当初から予定しております、河原地区公民館の外壁等修繕を実施する中で、不具合が見つかったため、必要な修繕を追加で行い、その不足分を増額補正させていただくものです。増額の主な要因ですが、外壁、軒天井の修繕を行う中で、箱どいの著しい劣化が見つかりました。劣化が激しいため、外壁の外部モルタルに雨水が染み込み、外壁の剝離や軒天井の雨漏りの原因となっていたことから、高所作業の足場を設置している間に、併せて修繕を行うこととしたものです。修繕する箱どいは4か所、約41.3メートルです。財源は、資料3ページ、歳入に掲載しておりますけれども、過疎対策事業債160万円、一般財源5万4,000円です。以上です。

○大島義典次長兼市民総合相談課長 委員長。

◆砂田典男委員長 大島次長。

○大島義典次長兼市民総合相談課長 はい。市民総合相談課の大島でございます。続きまして、

今回債務負担行為の補正を計上させていただいておりますので、それについて御説明します。予算書ページは90ページ、事業別概要は、債務負担行為概要76ページでございます。

それでは、事業別概要の76ページのほうで御説明させていただきます。事業名は、鳥取市コールセンター設置・運営業務委託事業費でございます。本市のコールセンター業務の現在の委託期間が、令和6年8月末で終了のため、次期の委託期間としましては、令和6年9月から継続して5年間の委託期間としております。今回の運営継続に当たりまして、これまでの運営実績を基に、仕様書における想定コール数や、運営時間の見直し等を行いまして、9月の当委員会でお示しさせていただきました。そのときの仕様書見直し案の中で、FAQ検索チャットボット機能を設けることを要件としておりましたが、現時点でのチャットボット機能の精度に、まだ不安が残ることと、コールセンター業務に組み込むのではなく、公式ウェブサイト上に整備するという方法もあることから、今回の仕様書案から削除することとしています。また、運営場所を鳥取市内としておりましたが、他都市自治体の運営場所要件を参考に、中国エリア内に要件を拡大しています。

債務負担の限度額として、構築業務と5年間の運営業務を合わせて3億4,699万5,000円を計上させていただいております。この内訳は、契約締結から8月末まで、コールセンターに必要な設備等体制を整備する構築業務に係る経費2,746万1,500円と、人件費や関連システムの維持・運営等を行う、5年間の運営業務に要する経費3億1,953万3,500円としております。今回、債務負担をお願いするに当たりまして、事前に複数者から見積りを取りまして、それらの最低ラインを、この限度額として設定しているものでございます。

今後の取組としましては、本議会で債務負担行為を議決いただきましたら、速やかに公告を行いたいと考えておりましたが、2月末をめどに、公募型プロポーザルを行い、事業者からの提案内容及び提案金額を審査した上で、年度内には、次期委託事業者の選定・契約を終えたいというふうに考えております。

一般会計の御説明は以上でございます。

◆砂田典男委員長 はい。御説明をいただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等はございますか。

◆長坂則翁副委員長 ちょっと1点だけいい。

◆砂田典男委員長 はい、どうぞ。長坂副委員長。

◆長坂則翁副委員長 大島次長。ちょっと私、聞き漏らしたんだけど、この今のコールセンターの設置場所は、今、千代水のビルですよ、4階に。設置場所の変更をするって言われたんですかね。よく聞こえなんだもんで、もう一回お願いします。

◆砂田典男委員長 大島次長。

○大島義典次長兼市民総合相談課長 はい。市民総合相談課の大島でございます。前回の9月委員会では、運営場所を鳥取市内としておったところですけども、中国エリア内でもいいというふうに拡大をしたところでございます。

◆長坂則翁副委員長 いいです。

◆砂田典男委員長 よろしいですか。そのほかの委員の皆様で、何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議案第146号令和5年度鳥取市電気事業費特別会計補正予算（説明）

◆砂田典男委員長 それでは、引き続きまして、議案第146号令和5年度鳥取市電気事業費特別会計補正予算についての御説明をお願いいたします。

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長 委員長。

◆砂田典男委員長 山根局長。

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長 はい。環境局長の山根でございます。そうしましたら、電気事業費特別会計の補正予算書についてでございます。資料は9ページを御覧ください。まず、歳入でございます。これは、財産運用収入を2,000円と見込んでおりましたが、令和5年度の電気事業基金積立利子が、2,084円が確定をいたしました。これに伴いまして、1,000円の補正を行いまして、補正後の額を3,000円とするものでございます。

引き続き、10ページを御覧ください。これは歳出でございます。基金運用利子の確定によりまして、総務費、総務管理費、維持管理費から1,000円を減額し、積立金を2,000円の補正を行いまして、補正後の積立金3,000円とするものでございます。以上でございます。

◆砂田典男委員長 御説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議案第149号鳥取市立地区公民館の設置及び管理に関する条例の制定について（説明）

◆砂田典男委員長 では、次に、議案第149号鳥取市立地区公民館の設置及び管理に関する条例の制定について御説明をお願いいたします。

○北村貴子協働推進課長 委員長。

◆砂田典男委員長 北村課長。

○北村貴子協働推進課長 はい。協働推進課、北村でございます。令和5年12月市議会定例会附議案は7ページを御覧ください。資料2、令和5年12月市議会定例会総務企画委員会附議案等説明資料の2ページを御覧ください。この本資料を中心に説明を行いたいと思います。

それでは、鳥取市立地区公民館の設置及び管理に関する条例の制定について御説明いたします。この新条例の制定については、9月議会の総務企画委員会でも説明させていただいているところでございますが、制定案がまとまりましたので、このたび御審議いただくものでございます。

1、概要ですけれども、地区公民館を生涯学習とコミュニティー活動の拠点施設として位置づけ、より幅広く活用するため、条例を制定するものでございます。現行の鳥取市公民館条例

を廃止して、新たな条例を制定することを提案しております。

そこで、2番、旧条例との変更点でございます。②、施設の名称は、引き続き、地区公民館といたします。地区公民館のこれまで果たしてきた役割を受け継いでいくという意思表示であるとともに、名称が変わることで、市民の皆様の混乱を避けるため、名称を引き継ぐものでございます。

③番、社会教育施設から地方自治法による公の施設としまして、教育委員会内に位置づけている中央公民館を廃止いたします。現在も、協働推進課が教育委員会の補助執行という形で、地区公民館の管理・運営を行っていますので、中央公民館の役割は形骸化しているのが現状でございます。引き続き、協働推進課が、その役割を担ってまいりたいと思います。

④番、新条例施行後は、中央公民館の廃止に伴いまして、公民館運営審議会も廃止といたします。しかし、引き続き、社会教育委員会議において、社会教育・生涯学習の推進について御意見を頂くとともに、市民自治推進委員会で、地区公民館を拠点としたまちづくりの推進と併せて、円滑な運営についても御意見を頂くことといたします。

⑤番でございます。利用制限を緩和し、公民館で利用できる対象範囲を拡大いたします。民間事業者も利用可能になり、地域の実情に応じて、買物支援、農業や産業振興など、地域課題にも柔軟に対応できる施設としたいと思っております。

⑥番、営利目的で公民館を利用する場合は、施設使用料を徴収いたします。新条例の第8条におきまして、使用料を定めております。単価の設定につきましては、本市のコミュニティ施設を参考に設定をいたしました。

⑦番、施設の所管を、教育委員会から市長部局へ移管いたします。現在も、協働推進課が、教育委員会の補助執行という形で、地区公民館の管理・運営を行っておりますので、移管に当たっては、スムーズに行えると考えております。公民館職員の任用辞令は市長となります。これまで交付してまいりました、まちづくり推進員の辞令は、交付の必要がなくなるというふうと考えております。生涯学習事業は、引き続き、教育委員会と連携して推進をしてまいります。

3番、今後の予定でございます。この12月で、新条例の制定を行いまして、1月から、規則・マニュアルの整理ですとか、変更内容や利用方法等について、市民の皆さんに周知を行っていきたいと思っております。そして、4月から、新条例での地区公民館の幅広い活用の運用開始というふうな予定としております。説明につきましては、以上でございます。

◆砂田典男委員長 御説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 いいですね、はい。

議案第152号鳥取市旅館業法施行条例の一部改正について（説明）

◆砂田典男委員長 では、次に、議案第152号鳥取市旅館業法施行条例の一部改正についてを御説明お願いいたします。

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 山根局長。

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長 はい。そうしましたら、議案第152号につきまして説明をさせていただきます。これは、鳥取市旅館業法施行条例の一部改正によるものでございまして、これは、改正の目的といたしましては、旅館業法の一部を改正する法律が施行されまして、事業譲渡による営業者の地位承継及び、旅館業営業者が宿泊者に対して、感染症防止対策への協力を求めることが可能となったことに伴いまして、一部条例改定を行うものでございます。

改正の内容といたしましては、旅館業の譲渡及び譲受けの承認ということでございますが、これまで、この旅館業を譲渡する場合には、血縁者、また、会社・法人の合併または分割等を行う場合には認められておりましたけれども、今回の法改正に伴いまして、第三者の譲渡に対しても、同じく譲渡が認められるというものになったものでございます。

ですので、今回、例えば、A社からB社、また、血縁関係のない個人間での譲渡は認められてはおりませんでした。これが、廃業から新規事業としていたところ、実際には、一旦廃業してから、新規事業として許可手数料を頂いていたところを、第三者への譲渡も可能になったことから、この承認手数料7,400円の承認手数料で可能となったものでございます。

また、この清純な施設環境を保持すべき施設を定める規定で、許可を与える場合に意見を求めなければならない者を定める規定、及び、宿泊者を拒むことできる事由を定める規定中の引用する旅館業法の条項を定める等の所要の規定の整備を行うというものでございます。

この施行日につきましては、この条例は、公布の日から施行することとなります。

一応、開いていただきまして、4ページ、5ページのほうに、参考といたしまして、施行条例の新旧対照表を載せて、掲載しております。以上でございます。

◆砂田典男委員長 御説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議案第157号鳥取市過疎地域持続的発展計画の変更について（説明）

◆砂田典男委員長 次に、議案第157号鳥取市過疎地域持続的発展計画の変更についてを御説明をお願いいたします。

○山名常裕地域振興課長 委員長。

◆砂田典男委員長 山名課長。

○山名常裕地域振興課長 はい。地域振興課、山名です。資料6ページをお開きください。議案第157号関係で、鳥取市過疎地域持続的発展計画の変更について御説明いたします。

このたびの変更は、過疎計画に1事業を追加させていただくというものでございます。本資料の1番～3番までに、過疎計画の概要等、記載しておりますが、これまでの委員会でも同様の説明をさせていただいたものでございまして、重複いたしますので、このたびは省かせていただきます。

4番の追加事業について、説明をさせていただきます。このたび追加する事業は、8番の教育の振興の施策区分に、さじアストロパーク除雪機更新事業を追加するものでございます。さじアストロパークは、冬季においても開館をしておりますが、降雪・積雪が多いことから、来館者に支障が生じることがないように、小型除雪機により、職員が園地内の直接除雪を行っております。現在使用している除雪機は、平成15年1月に購入したもので、経年劣化による不具合などが生じていることから、冬季においても安心して施設を御利用いただけるよう、除雪機を更新するものでございます。以上の事業を、過疎計画に追加するといった内容で提案させていただくものでございます。よろしく申し上げます。

◆砂田典男委員長 御説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 大丈夫ですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 はい。ここで、説明の終了した部署は、退席していただいて結構です。いらっしやいませんね。

報告第20号専決処分事項の報告について（説明・質疑）

◆砂田典男委員長 それでは、報告に入ります。

まず、報告第20号専決処分事項の報告について、執行部、説明お願いいたします。

○北村貴子協働推進課長 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 北村課長。

○北村貴子協働推進課長 はい。協働推進課、北村でございます。報告第20号専決処分事項の報告について御説明いたします。附議案は151ページを御覧ください。今開いていただいている資料2は、7ページを御覧ください。先ほども、補正予算、地区公民館運営費、補正額30万8,000円の説明の際にも御説明しましたが、これは、浜坂地区公民館が、令和2年7月に発行した公民館だよりに、相手方が著作権を有するイラスト1点を、制作者の許諾を得ずに使用したことで、著作権の侵害に係る損害賠償請求をされました。令和5年10月5日に、損害賠償額、和解内容の専決処分を行いましたので、報告をするものでございます。

資料の1でございますが、損害賠償及び和解の相手方、鳥取市外に在住する者でございます。

2番、経過でございます。浜坂地区公民館が、令和2年7月に発行した浜坂公民館だよりをホームページに掲載しておりました。その便りの中、イラスト1点が、相手方が著作権を有するイラストでして、許諾を得ずに使用し、著作権を侵害したものでございます。指摘された時点で、ホームページから公民館だよりは削除を行いました。

損害賠償額は30万8,000円でございます。損害賠償金の積算根拠ですが、令和2年7月1日～令和5年8月までの約4年間、該当する公民館だよりをホームページに掲載していた期間についての請求でして、通常のイラスト許諾使用料15万4,000円の2倍が、損害賠償額となっております。

おります。

4番、和解内容の概要でございますが、(1)番にもございますが、本市がイラスト1点を無断使用したことを認めて、相手方に対して損害賠償金を払うということ。2つ目としましては、無断使用していたイラストについて、インターネット上から削除するとともに、今後は無断使用しないということを確認するという事などございます。

5番、今後の対応策でございます。全ての地区公民館に対して、イラスト使用の注意喚起を行いました。具体的には、無料、イラストというふうに検索をしても、中には、有料のイラストも含まれるために、出典元を確認し、ダウンロードしたURLを保存するという事。それから、各地区公民館のホームページに掲載している公民館だより等広告物を、令和4年以前のもので削除するというようなことでございます。また、令和6年度には、イラスト集、CDでございますが、これを購入いたしまして、各地区公民館に配付することとしておりまして、今後、このようなことが起こらないようにしていきたいと思っております。以上でございます。

◆砂田典男委員長 御説明いただきました。

本件について、委員の皆様から、質疑、御意見等はございますか。

◆柳 大地委員 委員長。

◆砂田典男委員長 柳委員。

◆柳 大地委員 1点確認させてください。これ、イラスト集を配付されるのはいいと思うんですけど、各公民館に下ろすものとして、このイラスト集のものだけを使いなさいっていう、そういう指示なのか、それとも、そういう指示が含まれているかどうかを教えてください。

○北村貴子協働推進課長 委員長。

◆砂田典男委員長 北村課長。

○北村貴子協働推進課長 はい。協働推進課、北村でございます。CDのイラスト集だけを使いなさいっていうことではございません。しっかり無料のサイトもございますので、そこは確認しながら、しっかり使ってもらいたいというふうに思っております。

◆砂田典男委員長 柳委員。

◆柳 大地委員 そのような形で、あんまりちょっとがちがちにし過ぎると、こう面白味のないものになっちゃうと思うので、利用許可をきちんと見るところでいいと思います。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で、何かございますか。

◆岡田 実委員 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 岡田委員。

◆岡田 実委員 はい。確認です。損害賠償及び和解の相手方っていうところが、鳥取市外に在住する者とあるんですけども、これは、県外の方なのか、県内の方なのかっていったら、どちらなのかっていうところの質問です。その理由なんですけども、もう今から10年ぐらい前なんですけれども、私も業務上るとき、鳥取市ではなかったんですが、あえて、そのホームページ上に、人が好むような、使いたくなるようなイラストとか写真を載せて、どうも巡回されてまして、全国でそれが載ったら、載ったって言って、分かって、訴訟に向かっていくという、当たり屋のようなことを経験した、本市ではなかったんですけど、経験したんです。先ほ

どのお話の中でも、通常は15万4,000円のところを、今回は期間を見ててっていうふうにやってるんで、すごく、言い方にすると、釣りをやってるようなですね、そういうタイプの方に遭遇したことがあったものですから、このタイプがどうなんだろうかと。そのことによって、やはりそういった背後にあるものっていうものを、公民館の職員さんのほうにも、しっかりお伝えした上で無料のイラストを使ってくださいって、その指示のほうがいいのかなと思ったからなので、ちょっと質問ですけど、お願いします。

○北村貴子協働推進課長 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 北村課長。

○北村貴子協働推進課長 はい。ありがとうございます。この相手方は、大阪に在住するイラストレーターさんでございまして、ここの業者さんといいますか、直接請求があったわけではなく、弁護士を代理人に立てて請求をされました。ですので、怪しいってところではないのかなというところでの損害賠償でございます。以上です。

◆岡田 実委員 はい、分かりました。はい、委員長。

◆砂田典男委員長 岡田委員。

◆岡田 実委員 はい。ありがとうございました。前回のも、弁護士を立ててやりましたんで、それはもう、最初からその狙い目で、きっと全国に対して、そういうことをやってるので、ほかの事例も持たれてるじゃないのかなっていうことは、もうちょっと感じるものでありますけども、本当に、次に被害受けないように、再発防止のほう、しっかりやっていただけたらと思います。以上です。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で、何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 はい。

本籍地以外での戸籍の証明書発行（広域交付）などについて（説明・質疑）

◆砂田典男委員長 それでは、次に、本籍地以外での戸籍の証明書発行などについての御説明をお願いいたします。

○西垣隆司市民課長 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 西垣課長。

○西垣隆司市民課長 はい。市民課、西垣です。それでは、資料8ページ、本籍地以外での戸籍の証明書の発行（広域交付）などについて御説明いたします。

戸籍法の一部が改正されまして、令和6年3月1日から、全国の自治体で、戸籍制度が利用しやすくなります。例えば、現在、戸籍の請求は、本籍地の市区町村にしかできませんが、令和6年3月からは、お住まいや勤務先の市区町村で請求ができますし、婚姻届などを本籍地ではない市区町村に届け出る際、今までは、戸籍謄本を取り寄せて添付しないといけませんでした。今後は添付が省略できるようになります。

資料の下のイメージ図を用いて、少し詳しく御説明いたします。左下、小さいですけども、戸籍の証明書の広域交付と記載していますイメージ図を御覧ください。現状では、戸籍が必要

な場合、図のとおり、A市、B町、C村、それぞれから必要な戸籍謄本などを取り寄せなければなりません。今後は、A市の窓口で、A市だけではなく、B町、C村にあった戸籍も、併せて請求できるようになります。また、必ずしも、本籍地の市区町村でなくても、お住まいや勤務先、出張先など、どの市区町村窓口でも請求ができ、戸籍の交付を受けることができることから、大変便利になります。これを、戸籍の広域交付と呼んでおります。

続いて、その隣、戸籍届出時の添付省略と記載していますイメージ図を御覧ください。現状では、例えば、今生活していますC市に婚姻届を提出する際、双方、本籍地がC市以外にある場合は、それぞれ本籍地のA市、B市から戸籍謄本などを取り寄せて、婚姻届に添付して届け出る必要がありました。それが、今後は届出のみでよくなり、添付が不要となることから、戸籍謄本などを取り寄せるという負担が軽減されることとなります。

また、鳥取地方法務局といいますか、法務省によりますと、令和6年4月1日から、相続登記が義務化されるということです。登記に必要な戸籍を請求する機会が増えることが想定されますが、市民の皆様の負担軽減という点では、戸籍の広域交付が始まることで、欲しい戸籍の本籍地が、仮に全国各地にあっても、1か所の窓口でまとめて戸籍謄本などを請求できるようになり、手続などをされる方にとっては、大変便利になるものと考えております。説明は以上でございます。

◆砂田典男委員長 御説明いただきました。

本件について、委員の皆様から、質疑、御意見等はございますか。よろしいですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 はい。

マイナンバーカード電子証明書更新等事務の郵便局への委託について（説明・質疑）

◆砂田典男委員長 次に、マイナンバーカード電子証明書更新等事務の郵便局への委託について御説明をお願いいたします。

○林 公博市民課参事 委員長。

◆砂田典男委員長 林参事。

○林 公博市民課参事 はい。市民課、林でございます。資料のほうは、引き続き、9ページのほうをお願いいたします。マイナンバーカード電子証明書更新等事務に係る郵便局への委託についてということでございます。現在、日本郵便の中国支社のほうと協議等続けておるものでございます。

背景といたしましては、既に、マイナンバーカードに、現在のものにつきましては、電子証明書には、有効期間が5年という形で、カード自体は10年の更新なんですけども、電子証明書の有効期限が5年ということになっております。その関係で、令和6年度後半から、現在マイナポイント第1弾時に申請された方の電子証明書の更新のピークが予想されておりますことから、電子証明書の更新手続による市役所窓口の混雑緩和、並びに、市役所を訪れなくても、身近な場所で手続ができる環境を整えていこうという形で、現在、郵便局のほうと協議のほう、進めていることとございます。

方法としまして、事業のほうの概要ということですが、やはり、本業務、マイナンバーカードの交付と同じように、市職員が本人確認等を行う必要があるために、郵便局と市役所をつないで、市の職員が本人確認や申請書類の審査を行うことで、市役所に来ることなく、マイナンバーカードの電子証明書の更新や、ロック解除等を行うことができるようになるものでございます。

今後の予定としましては、本委員会で、本日報告させていただいた後、今後、日本郵便中国支社のほうに、正式に内諾が得られましたら、令和6年2月の定例市議会のほうに、この郵便局に事務を取り扱わせる場合につきましては、市議会のほうの議決が必要なものですので、鳥取市のマイナンバーカード電子証明書更新等事務を取り扱う郵便局の指定についての議案を提案する予定にしております。また、併せて、必要な委託料や機器整備をはじめとする整備費用につきましても、併せて当初予算のほうに計上して提案を行うような予定で、準備のほう進めております。説明のほうは、以上でございます。

◆砂田典男委員長 御説明いただきました。

本件について、委員の皆様から、質疑、御意見等はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 はい。

太陽光発電設備等共同購入事業について（説明・質疑）

◆砂田典男委員長 それでは、次に、太陽光発電設備等共同購入事業について御説明をお願いいたします。

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 山根局長。

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長 環境局長の山根でございます。そうしましたら、資料10ページのほうを御覧いただけますでしょうか。この太陽光発電設備等共同購入事業でございますが、これは、住民の皆様から、太陽光発電、また、蓄電池の購入等を募りまして、一括発注によりますスケールメリットを生かして、通常よりも安価な費用で購入いただくことができる取組でございます。

この取組でございますが、経過といたしまして、今、麒麟のまち圏域の6町のほうには説明をしてまいりました。その後、実際に行っていただけそうな町といたしましては、鳥取市をはじめといたしまして、若桜町と新温泉町となっております。この取組は、神奈川県が最も早く、実は取り組んでおられますが、今、都道府県で、大体約37の自治体が、既に行っている事業でございます。

この事業ですが、この流れといたしましては、そちら、右上に図が示しておりますけれども、まず、公募型のプロポーザルによりまして、本事業の実施者、このグレーのマーキングがしてあるところですが、これを、それを、まずプロポーザルによりまして、選定をいたします。その後、取組自治体と事業協定を締結をいたしまして、また、その実施者は、入札によりまして、その下ですが、販売施工事業者を選定いたします。自治体は、その後、この事業につきま

して、周知・広報を行いまして、太陽光発電の設置を希望する住民の皆さんが、この事業実施者に応募をされますと、施工事業者が現地調査及び見積り等を行いまして、合意がなされれば、設備の設置を行っていくというようなこととなります。

本事業の自治体の役割といたしましては、広報紙であったり、また、市・町のウェブサイト、また、町内会の回覧板等も活用いたしまして、事業紹介をするなどして、周知を努める形となります。

この事業についての自治体の予算というのは、基本、負担はございません。

あとですね、期待される効果といたしましては、住民の皆様が、通常購入される場合よりも、このスケールメリットを生かしまして、安価で購入できるということですが、例えば、この事業を既にやっておられるある市で、桑名市さんの例でいきますと、人口が約14万人でございますが、こちらのほうですと、大体、市場価格が136万円ぐらいの太陽光発電の設置費用に対して、大体103万円の事業費ということで、大体ざっと33万8,000円ほどお安くなりまして、25%も安くなるというような形で事業を進められておられるところでございます。

今後のスケジュールでございますけれども、こちら、書いてあるとおりですが、12月に公募型プロポーザルによりまして、実施事業者を選定いたします。令和6年2月に、取組参加自治体と事業実施者との間で取組の協定を締結いたしまして、4月以降に、購入希望者に、そういった広報・周知、また募集を行いまして、契約締結後、順次、太陽光発電の設置をしていくというような形になる予定としておるところでございます。簡単でございますが、以上でございます。

◆砂田典男委員長 御説明いただきました。

本件について、委員の皆様から、質疑、御意見等はございますか。

◆岡田 実委員 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 岡田委員。

◆岡田 実委員 はい。すみません。この事業を行うときに、本市の中での、どのぐらいの戸数に、太陽光パネルがついていくんかっていうふうな、そういう見通しっていうのは、これ、ここに、智頭とか八頭とか若桜とか、様々なところが入ってきてとるわけでありまして、ある程度のそのカーボンニュートラルに向けました本市の計画っていうところも重ね合わせた中での取組じゃないかと思うんですけど、そういったものっていうのは出ておりましたでしょうか。なければいいんですが、どうでしょうか。

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長 委員長。

◆砂田典男委員長 山根局長。

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長 はい。見通しというのは、申し訳ございませんが、どれぐらいっていうのは、想定は基本的にはできておりません。ただ、この事業は、もちろん、こういった形で、再生可能エネルギーを、皆様、自家活用していただくような取組も知らしめていくといたしますか、知っていただくというような効果を期待していますし、また、あと、やはり、どれぐらいの費用かかれば、こういった太陽光発電を設置できるのかっていう部分、皆さんで、なかなか分からない方も多くいらっしゃると思いますので、ある意味、こういった形で、ある

程度の相場的なっていますか、これぐらいで設置できるとか、そういったところも、住民の皆様の方にも周知することで、太陽光発電の設置については、こういったのがメリット・デメリットっていう部分も、それぞれ考えていただくというような機会になればと思っているところでございます。以上です。

◆岡田 実委員 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 岡田委員。

◆岡田 実委員 はい。ありがとうございました。少し懸念していることといたしますか、気になることなんですけども、この事業を進めますと、太陽光パネルが大量に導入されてくるわけです。それが、知識のない中での質問なんですけど、日本の中に何社、その太陽光パネルを扱ってる会社があって、あるいは、その太陽光パネルの元の輸入先、輸入先ですね、どこかの国から輸入してくるであつたりとか、そういう流通に大きく影響を与えるものじゃないのかなと思いますので、プロポーザルで業者が決まって、その1者だけにずっと対応していったら、何か本当に1者だけの企業の利益だけになってしまって、日本のそういった太陽光パネルのほかの多くの事業者さんに、利益が渡らなくなるんじゃないのかなっていう、そんな感じがするんですけど、もし認識が違ってたらなんですけども、そこについてはいかがでしょうか。

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 山根局長。

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長 はい。今回、先ほど言われましたように、言えば、事業実施者をプロポーザルで1者決めますということで、この事業実施者は、その太陽光パネルっていう部分は、もちろんメーカー等々によって、設置するパネルとかを決めていくことにはなるとは思います。ただ、あと施工事業者という部分がございますけれども、その辺りも、言えば、地域の事業者ということになるような方向にはなるとは思いますが、ただ、これは、あくまでも、かなりこれは公共的な、言えば、役所がある程度PRするということがありますので、かなり厳しい基準での施工っていいですか、かなりちゃんとした、しっかりとした、そういった施工の事業実施者が、施工事業者を決める際には、割としっかりとした入札、入札といいますが、審査の基準を求めて入札を行っていくというようなことで聞いておりますけれども、そういった中ですから、どこの業者になるかっていうところまでは、私のほう、まだ、すみません、今はちょっと、資料はございませんけれども、そういった形で、その企業が輸入するかどうかとかいうところまでは、ちょっとまだメーカーまではあれですけども、はい。

◆砂田典男委員長 岡田委員。

◆岡田 実委員 はい。分かりました。かなり広範囲にやられますので、要は、偏ったメーカーだけに行くっていうことが一番心配ですので、ちょっとその辺も意識して見といていただきたいなっていうところです。はい、以上です。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で、何かございますか。伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 はい。すみません。これ、太陽光発電設備等っていう、等になってる理由は何でしたでしょうか。

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長 委員長。

◆砂田典男委員長 山根局長。

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長 はい。これは、太陽光発電と、あとは蓄電池ですね。蓄電池も、これまでは太陽光発電を設置いたしまして、それを売電、FITとかで売電するというような傾向が最初の頃ありましたが、今、どちらかと言えば、その家の太陽光パネルを蓄電池に蓄電することで、家庭内で消費するというような方向に今進めておりますので、等というのは、そういうことでございます。以上でございます。

◆上杉栄一委員 委員長。

◆砂田典男委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 脱炭素先行地域に指定されて、モデル地域で5年間実証実験というか、そういった形でされるんだけど、この場合は、無料で太陽電池を貸出し、貸してっていうか、電気は市民電力で使うというようなことなんだけど、この場合は、要するに、売電まではいかないっていうか、あんまり大きな、どういうの、その設備でないと思うんだ。百二、三十万のっていうことになると、自分の家庭で消費できるぐらいなところのその電力ぐらいのあれだろうと思うんだけど、さっき、その脱炭素先行地域であったり、あるいは、カーボンニュートラル、ゼロに向けてと、今回のこの共同購入事業っていうのは、どういうふうに位置づけておられますか。

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長 はい。

◆砂田典男委員長 山根局長。

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長 はい。先ほど言われましたように、言わば、脱炭素先行地域というのは、また、あれはもう別の事業でございまして、あくまでも、これは、その事業とは別ではございますが、もちろん、再生可能エネルギーを、もちろん広めていかないといけないっていうのがありますので、これは生活環境課のほうとして、取りあえず、住民の皆様にも、そういった太陽光発電の設置を促すといいますか、そういった再生可能エネルギーの事業を紹介させていただいて、もちろん、設置していただければというようなところで向かっておるところでございます。

◆砂田典男委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 これは、令和7年、購入希望者との契約締結6年8月以降ということだけでも、大体、何年間、何年間っていうか、そのスポットでやられるような事業ですか。

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長 委員長。

◆砂田典男委員長 山根局長。

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長 はい。取りあえず、来年度行うことでは、やる予定はしておりますし、実は今回、若桜町さんや新温泉町さんも、今、1市2町で向かう形にはしておりますけども、この事業の状況によりましたら、ほかの町も、やはり注目しとられまして、その辺の様子を踏まえて、またさらに2年、3年という形で進めていくっていうことも視野に入れながら進めていきたいと思っております。

◆砂田典男委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 この事業が、どういう展開になるかちょっとよく分からんけれども、一般の

家庭の中でこれを設置する場合には、2割ぐらい安いということであるならば、このシステムを利用した、活用したほうが得だろうということと、それと同時、もう一方は、脱炭素で、今5年間の先行地域で、言ってみれば、その屋根貸しみたいな形で、業者が、とっとり市民電力は、無料で貸してやっている。これが5年たって、これを新市域に広げるときに、2つの方式があるような格好になるわな。この今の、この要するに買取りの方式、安く買い取る方式なのか、あるっていうのと。それから、モデル事業でやっている、これを、その5年後に、新市内に広げていくっていうことになる。要するに、基本的には、これは無料で太陽光発電施設をお貸ししますと。電気はとっとり市民電力が買い上げますという、自分のところでも消費してっていうことなんだけど、その2つの方式みたいな格好になるんだろうと思うんですわ。それが、その脱炭素の、今、鳥取市が、それこそ国から指定を受けて、脱炭素先行地域で5年間やって、それで終わりじゃないはずだから、それから市内に、この活動をどうしていこうかっていうときに、この分が1つ出てきたわけ、出てくるわけだがな、これが生きてると。そうすると、それは、どういうふうに競合していくかということが問題なんだけど、その辺のことまでは考えておられますか。

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 山根局長。

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長 はい。そこの将来的な部分で、もちろん、先行地域でやっておられる事業と、今回、生活環境課のほうでやろうとしている事業というのは、もちろん、やり方もちょっと違います。両方どうするかっていうことは、将来的にどうするかっていう部分は、こちらのやり方もやりつつ、いろんな手法で、どういった形で、市民の皆様が、例えば利用しやすいのか、そういったところも、言えば、試験的になっていきますか、一応、そういった部分も捉まっておりますので、今後、このやり方が本当に定着するか、もしくは、そういう市民の皆様、かなり期待されるといいますか、利用されるっていうことになれば、こういったところも踏まえて、一緒にですね、どういう形でやっていくかっていうのは、経済観光部のほうとも協議をしながら進めていきたいなと思ってるところでございます。

◆砂田典男委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 必然的にね、カーボンニュートラル、ゼロということを考えれば、この太陽光発電とか、いわゆる再エネ発電の施設っていうのは、この間も一般質問で言ったんだけど、どんどん増えていくとというふうになると思うんです。だから、今回、これがスポットみたいな形で、一般で、それこそ、自分で設置するよりは、もう共同購入するように、安く設置できるということになれば、これから将来的には、そういう購入方法で、再エネ発電のそういった機会を、どんどん どんどん普及していくという方法は1つあると思うし、だから、それからもう一点、今のその地域を限定してるモデル事業、これは、そこで5年で終わっちゃ駄目なわけだから、それをまた発展しなきゃいけないと。そうなってくると、そのことも踏まえて、ただ単に、試験的にやるんだから、次はあんまり、次は次のことだっていうこともあるかもしらんけど、やっぱりその辺りは、こういった、その共同購入事業というものをやるのであるならば、これから、これ、共同購入事業で、太陽光発電の、それこそ取り入れるってことは、これ、企業

も、企業っていうかな、その事業として転換するのもあるかしらんけども、個人的にも、これは増えていくと思うんですわ、個人の家でもね。だから、そのことも踏まえて、やっぱり将来的なことも考えて、その脱炭素先行地域の次のステップと、この共同購入事業っていうのも、言ってみればコラボするような形で、次に進めていく必要があるのかなっていうふうは思いますんで、そのこともしっかり考えてやってください。以上です。

◆砂田典男委員長 古網補佐。

○古網竜也生活環境課課長補佐 生活環境課、課長補佐の古網でございます。まさに上杉委員の言われましたとおり、PPAという取組はでございますね、居宅の上で太陽光を、市民電力発電事業を行うというような取組でございます。発電したものは、基本的には市民電力、先行地域でいきますとという取組でございます。個人さんの月々の恩恵としましては、まずは、初期投資もメンテナンス費用も撤去費用も必要ない。その代わりに、月々に関しましては、再エネ賦課金と託送料ぐらいしか割引にならないということがございます。先ほど申しました太陽光発電、共同購入事業というのは、個人さんの初期投資並びにメンテナンス、撤去費用が必要になります。が、しかし、その個人さんが自家消費をすることも可能でございます。また、今はちょっと単価としては、今年度で16円ですか、相当低くなっておりますけど、FITでいることも可能でございます。住民の方に選択肢を広げてもらう意味で、もう初期投資もメンテナンスも撤去も使わんけど、これでやっていきたいという方も、もちろんおられると思いますし、今の高い電気代に勘案して、こっちのほうでっていうこともあるかもしれません。選択肢の幅を増やすという意味でも、この取組をやってみて、委員言われるとおり、コラボレーションが行く行くなっていけばいいかなと思つとるところでございます。以上でございます。

◆砂田典男委員長 はい。そのほかの委員の皆様で、何かございますか。伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 すみません。これ、スケジュールでいくと、今月プロポーザルの実施ってあるんですけども、大体こういう事業をされてる事業実施者っていうのは、全国で何者ぐらいあるもんなんでしょうか。

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 山根局長。

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長 はい。この事業を行っておられる事業者というのは、今のところ知っているのは1者でございます。ほかでもやっておられる可能性ありますけれども、今こちらが承知しているのは1者でございます。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 はい。ほかの自治体、県ぐるみでやってたりとか、あと、幾つかの市町村で一緒っていうのが、今、先行的にやられてるような情報が、いろいろ出てるんですけど、確かに言われるように、1者の名前しか出てこないの、ちょっとそれが懸念材料かなと。やっぱり複数あってね、やっぱりそういう中から、よりよいところをみたい、そういった選ばれ方っていうのが、本当に理想だと思いますので、ちょっと今の段階では、それが1つ懸念材料にあるということだけは言うておきます。以上です。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で。

（「なし」と呼ぶ者あり）

家庭ごみ収集区分・品目の一部見直しについて（説明・質疑）

◆砂田典男委員長 それでは、次に、家庭ごみ収集区分・品目の一部見直しについてを御説明お願いいたします。

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 山根局長。

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長 はい。環境局長の山根でございます。そうしましたら、最後、ページが11ページでございます。家庭ごみ収集区分・品目の一部見直しについてということでございますが、これは、10月にも、こういった分別ガイド等発行しておりますので、こちらのほうでも、市民の皆様にはお伝えはしているところでございますが、令和6年の4月1日からですが、乾電池等を毎月収集を行いまして、ボタン電池・充電式電池を追加収集をするという形で進めようと思っています。これまでは、2か月に1回の乾電池収集でございましたが、これを1か月1回に増やすということでございます。

また、有害ごみですね、これを、来年の4月1日に新設いたしまして、こちらも収集する予定としております。これは、記憶にあるかとは思いますが、令和3年の3月と7月に、収集車のほうが火災等が起きたことがございまして、これも、やはりこういったガスボンベ等を、収集車でプレスの関係で発火したというようなことが2件続いたことがありました。そういったことから、スプレー缶とかライターとか、そういったものを有害ごみと指定しまして、こちらについて、別に収集する、月に1回ですけれども、ごみステーションのほうで出させていただくということにしております。ちなみに、有害ごみにつきましては、これまで小型破碎ごみで出させていただいておりました籠に、日にちは別の日ですけれども、こちらのほうに、容器に入れていただくという形になります。

これらの広報の方法といたしましては、下のほうに書いておりますが、引き続き、市報であったり、あと、ごみの収集計画等でお知らせをしながら、チラシ等や新聞折り込み等もしていきたいと考えております。もちろん、公式ウェブサイト、LINE、CATV等活用いたしまして、市民の皆様には周知をしっかりとしていきたいと考えております。以上でございます。

◆砂田典男委員長 御説明をいただきました。

本件について、委員の皆様から、質疑、御意見等はございますか。上杉委員。

◆上杉栄一委員 大変いいことだと思います。ただ、ここに、有害ごみという名目で集めるんだけど、市民からすると、あまりぴんとこんだがね。例えば、例えばですよ、危険有害ごみとか、そういったものの文字を入れることによって、危ないもんだから、これはもう、それを専用に、それこそ出すんだということで、有害ごみっていうのは、いろんなその種類があるわけですし、だから、私、今、これ読んだとき、有害ごみっていうのも、何となくぴんとこんなあと。だから、要するに、ライターとかスプレー缶っていうのは、危ないわけでしょ、その発火したり、何したりするんから。だから、もっとそれこそ言い方、言い回しはあるんかなと思って、それで今、あるいは危険で、中ポツで、有害ごみとかいうような格好したほうが、市民に

はよく分かるのかなと思って、ちょっとそのことを提案したいと思って。

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 山根局長。

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長 はい。環境局長の山根でございます。おっしゃるとおりでございます。実は、全国で、この有害ごみと、今、有害ごみにしてはありますが、この表記の仕方、名前ですが、有害ごみ、言われるのと、あと、危険ごみって言われるように、危険有害ごみ、実は、その3つが大体全国で使われております。今のところ、その有害ごみというのが、一番全国的には数多くございまして、一応、その辺のところがありまして、今回有害ごみっていう形にはさせていただいておるんですけども、言われるように、ぴんとこないっていうところは、確かに、危険ごみと言ったほうが、何となく危ないっていうようなイメージがつかめますので、またこの名前については、取りあえず、今、有害ごみで、もう取りあえずPRはさせていただきますいておりますけれども、ちょっと検討はさせていただきたいと思っております。

（「危険ゴミのほうがいいかもしれないな」と呼ぶ者あり）

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長 そうですね。すみません、実はこれは、私も参加してたんですが、実は1市4町の会議がありまして、そちらのほうでも、一応協議をした中で、こういう有害ごみっていう形に取りあえずなっておりますので。

◆西尾彰仁委員 じゃあ、もう変えれんが。

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長 ちょっと今、有害ごみで進んでるところでございます。

◆西尾彰仁委員 もう、どうしようもない。

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長 ただ、言われるように、PRするときには、危ない有害ごみとか、危ないことをPRしながら、チラシを配ったりとか、PRのほうに努めたいと思います。あと、全国のほうでは、一応有害ごみが主にはなっておりますけれども、これが早く、市民の皆様に認知していただけるよう、PRは進めていきたいと思っております。以上でございます。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 よろしいですか。

それでは、これで市民生活部を終わります。ありがとうございました。執行部の皆様は御退出ください。

【監査委員】・【選挙管理委員会】・【市議会】

◆砂田典男委員長 それでは、続きまして、監査委員、選挙管理委員会、市議会に入ります。

まず初めに、富山監査委員局長に御挨拶、それと、有本選挙管理委員会事務局長、保木本市議会事務局長の順で、それぞれ初めに御挨拶をいただきたいと思っております。

○富山 茂監査委員事務局長 はい。監査委員事務局長の富山です。本日は、議案第139号ということで、令和5年度鳥取市一般会計補正予算の12月補正その②の説明をさせていただきます。よろしくお願ひします。

○有本公博選挙管理委員会事務局長 はい。お世話になります。選管事務局長の有本でございます。本定例会におきましては、18日だと思っておりますが、選挙管理委員の選挙をいただくということでございます。どうぞよろしくお願いたします。

議案につきましては、監査と同じでございます。どうぞよろしくお願いたします。

○保木本英明市議会事務局長 はい。市議会事務局の保木本でございます。市議会の関係は、このたび、議員の皆さん、それから、職員の皆さんの人件費に係る補正予算のお願いをさせていただくものです。よろしくお願いたします。

議案第139号令和5年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明）

◆砂田典男委員長 それでは、議案の説明に入ります。議案第139号令和5年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を、一括して御説明をお願いいたします。

○富山 茂監査委員事務局長 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 富山局長。

○富山 茂監査委員事務局長 はい。監査委員事務局、富山です。そうしますと、説明資料は、横長の説明資料の2ページ、予算書のほうは、40、41の一番下の総務費の監査委員費になります。これは、監査委員事務局7人の職員費で、給与改定に伴います実績見込みによる増額を計上しているものでございます。大変短いですが、以上になります。

○有本公博選挙管理委員会事務局長 委員長。

◆砂田典男委員長 有本局長。

○有本公博選挙管理委員会事務局長 はい。選管、有本でございます。引き続き、資料の3ページを御覧いただきたいと思います。選管事務局ですが、歳入と歳出がございますけれども、歳入は歳出と連動しておりますので、説明は省略をさせていただきます。

下段の歳出でございますが、予算書は40ページになります。選挙費の選挙管理委員会費、職員費でございますが、これは、人事異動等に伴いまして、494万9,000円の減でございます。

次に、県知事・県議会議員選挙費でございますが、これは414万1,000円の減でございます。これは、4月に実施しました、統一地方選挙の際、事務従事をたくさんの職員が行っておりますが、その職員の時間外手当等の人件費の精算によるものでございまして、同額について、歳入の県支出金を減額するものでございます。説明は以上です。

◆砂田典男委員長 植田次長。

○植田光一市議会事務局次長 はい。では、市議会事務局分に説明をさせていただきます。説明資料は4ページを御覧ください。予算書は32ページと33ページになります。議会費のうち、議員期末手当、職員費、事務局費の3件上げさせていただいております。前年の実績に基づいて、当初予算で組まれておるものになるんですけども、このたび、実績の見込みに合わせて補正をさせていただくものでございます。それぞれ40万7,000円の増額、それから133万6,000円の減額、29万9,000円の増額、以上となっております。市議会事務局の説明、以上です。

◆砂田典男委員長 御説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字

句の確認等はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 よろしいですか。

以上で、監査委員、選挙管理委員会、市議会を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

（ ） ありがとうございました。

◆砂田典男委員長 執行部の皆様は御退出ください。

【その他】

令和5年度議会報告会・意見交換会の反省点について（説明・質疑）

◆砂田典男委員長 それでは、その他の件に入りたいと思います。令和5年度議会報告会・意見交換会の反省点についてに入りたいと思います。広報委員の西尾さんがいらっしゃいますから、西尾さんのほうで御説明をお願いいたします。西尾委員。

◆西尾彰仁委員 はい、失礼いたします。10月29日の日曜日の午後、令和6年度の議会報告会・意見交換会を、皆様の御協力の下、実施させていただきました。つきましては、この総務企画委員会の分は参加者がなくなって、皆さん、それぞれのところに分かれて行ったので、執行部への伝達っていうのは、文教経済と建設水道のほうでやっていただくような形になっておりますが、反省点については、各委員会、委員さんで出ておられますので、議員さんで出されていて、取りまとめは広報委員のほうにということですが、前のことですし、14日の昼頃までに、電子でもいいですし、ペーパーでも結構でございますので、広報委員の私のほうに、簡潔に、こういうところがよかったとか、こういうところが改善すべきだったとか、そういう形で、14日の昼12時までに出していただけたらと思います。以上です。

◆砂田典男委員長 そのほか、何かありませんか。伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 私は、その議会の意見交換会が終わった後で、会派の中で私はもう意見等々言ったので、多分、広報委員会の中で、そのことは伝えられてると思うので、あえてもう私はいいいです。はい、なし。

◆西尾彰仁委員 はい、分かりました。

◆砂田典男委員長 そのほか、よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 はい。それでは、以上をもちまして、総務企画委員会を終了いたします。皆様、お疲れさまでした。

午後3時16分 閉会

令和5年12月定例会 総務企画委員会

(議案説明、報告)

日時：令和5年12月11日(月)10:00～

場所：鳥取市役所 本庁舎7階 第1委員会室

総務部・危機管理部

◎議案【説明】

議案第139号 令和5年度鳥取市一般会計補正予算(第7号)【所管に属する部分】

議案第151号 鳥取市職員給与条例等の一部改正について

議案第154号 鳥取市財産区の財産の管理及び処分に関する条例等の一部改正について

◎報告

報告第22号 専決処分事項の報告について(収納推進課)

マイナンバー情報総点検の対応状況等について(総務課公文書管理室)

包括管理委託の導入について(資産活用推進課)

鳥取市人権施策基本方針第3次改訂について(人権推進課)

企画推進部

◎議案【説明】

議案第139号 令和5年度鳥取市一般会計補正予算(第7号)【所管に属する部分】

議案第155号 公立大学法人公立鳥取環境大学定款の変更について

議案第156号 新生公立鳥取環境大学運営協議会規約の変更について

議案第158号 鳥取市民会館の指定管理者の指定について

議案第159号 鳥取世界おもちゃ館の指定管理者の指定について

議案第160号 城下町とっとり交流館の指定管理者の指定について

↓裏面があります↓

◎報告

旧本庁舎跡地及び第二庁舎跡地の活用について（政策企画課）

ホール等文化施設のあり方に関する基本方針（案）について（文化交流課）

市民生活部

◎議案【説明】

議案第 139 号 令和 5 年度鳥取市一般会計補正予算(第 7 号)【所管に属する部分】

議案第 146 号 令和 5 年度鳥取市電気事業費特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 149 号 鳥取市立地区公民館の設置及び管理に関する条例の制定について

議案第 152 号 鳥取市旅館業法施行条例の一部改正について

議案第 157 号 鳥取市過疎地域持続的発展計画の変更について

◎報告

報告第 20 号 専決処分事項の報告について（協働推進課）

本籍地以外での戸籍の証明書発行（広域交付）などについて（市民課）

マイナンバーカード電子証明書更新等事務の郵便局への委託について（市民課）

太陽光発電設備等共同購入事業について（生活環境課）

家庭ごみ収集区分・品目の一部見直しについて（生活環境課）

監査委員

選挙管理委員会

市議会

◎議案【説明】

議案第 139 号 令和 5 年度鳥取市一般会計補正予算(第 7 号)【所管に属する部分】

その他

令和 5 年度議会報告会・意見交換会の反省点について